

河合町議会会議録

平成29年 12月12日 開会

河合町議会

平成29年第4回（12月）河合町議会定例会会議録目次

第2号（12月12日）

○議事日程	1
○本日の会議に付した事件	1
○出席議員	1
○欠席議員	1
○出席説明員	1
○議会事務局出席者	2
○開議の宣告	3
○一般質問	3
馬場千恵子	3
清原和人	15
西村 潔	22
森尾和正	38
池原真智子	53
谷本昌弘	65
岡田康則	72
中尾伊佐男	76
○散会の宣告	77
○署名議員	79

平成29年12月12日（火曜日）

（第2号）

平成29年第4回（12月）河合町議会定例会会議録

議事日程（第2号）

平成29年12月12日（火）午前10時00分開議

日程第 1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（12名）

2番	大西孝幸	3番	清原和人
4番	馬場千恵子	5番	吉村幸訓
6番	岡田康則	7番	森尾和正
8番	池原真智子	9番	西村 潔
10番	疋田俊文	11番	谷本昌弘
12番	中尾伊佐男	13番	辻井賢治

欠席議員（1名）

1番 岡田美伊子

地方自治法第121条の規定により出席した者

町長	岡井康德	副町長	東 正次
教育長	竹林信也	企画部長	澤井昭仁
総務部長	福井敏夫	福祉部長	門口光男
住民生活部長	堀内伸浩	まちづくり 推進部長	竹田裕昭
教育部長	井筒 匠	企画部次長	森嶋雅也
総務部次長	木村光弘	福祉部次長	辰己 環
住民生活部 次長	岡田昌浩	まちづくり 推進部次長	中山雅至
教育部次長	上村欣也	安心安全 推進課長	阪本武司

財政課長	上 村 卓 也	税務課長	浮 島 龍 幸
住民福祉課長	中 野 雅 史	高齢福祉課長	山 本 孝 典
保健スポーツ 課長	中 野 典 昭	認定こども園 準備室長	佐 藤 桂 三
特命担当課長	梅 野 修 治	住民生活課長	上 村 英 伸
地域活性課長	福 辻 照 弘	上下水道課長	石 田 英 毅
教育総務課長	杉 本 正 範		

欠席者

総務部次長	上 村 豊
-------	-------

会議に従事した事務局職員

調整員	堀 内 一 憲
-----	---------

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長（疋田俊文） おはようございます。

ただいまの出席議員は12名で定足数に達しておりますので、平成29年第4回定例会を再開いたします。

なお、1番、岡田美伊子議員より欠席の届出を受けております。

これより本日の会議を開きます。

◎一般質問

○議長（疋田俊文） 本日の日程は一般質問です。

それでは、受け付け順に質問を許します。

◇ 馬 場 千 恵 子

○議長（疋田俊文） 1番目に、馬場千恵子議員、登壇の上、質問願います。

○4番（馬場千恵子） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 馬場議員。

（4番 馬場千恵子 登壇）

○4番（馬場千恵子） おはようございます。

議席番号4番、通告書に基づいて一般質問を行います。

私は3つの点について一般質問したいと思います。

1つは、子どもの医療費の窓口負担無料化について、2つ目は、国民健康保険県単位化について、3番目は、水害対策についてです。

まず、1番目の子どもの医療費の窓口負担無料化について。

子供の医療費の助成は、多くの子育て世代の要望です。2016年度より医療費助成の対象が

中学校卒業まで通院、入院とも拡大されました。しかし、医療機関の窓口で、一旦自己負担分を払い、後で1レセプト当たり、外来は500円、入院は1,000円を超える分が自動償還払いとなっています。全国的には窓口払いをなくしている自治体が多くなっています。ちなみに近畿では奈良県だけが無料になっていません。

子供のけがや病気は突然起こります。お金がないと医療を受けることができません。早期受診で重症化を防ぐことができ、子供にとっても負担も軽く、経済的負担も軽減されます。

国は、来年4月から就学前までの医療費の助成に対してペナルティーを廃止することを決定しました。地方自治体で地域の実情に応じ、さまざまな少子化対策に取り組んでいます。

河合町でも、安心して子育てができるまちづくりが求められています。特に子供の医療費については、子育て家庭の経済的負担を軽減して、安心して医療が受けられるよう中学卒業まで窓口払いをなくすことを要望いたします。

2番目は、国民健康保険県単位化についてです。

国保の県単位化が2018年（平成30年）から実施されます。この県単位化により、大きく保険税が上がる自治体が多くあります。最も上昇率が高いのは御杖村です。143.73%で、河合町でも110.61%の上昇率となっています。金額では5万3,850円となります。河合町の国民健康保険財政調整基金は、2016年の決算で3億4,021万9,000円となっています。国保加入世帯は2,879世帯ですので、1世帯につき約11万8,000円となります。

私は、かねてから高過ぎる国保税の1世帯1万円の引き下げを要望してきましたが、県単位化に移行したときに保険税が上がらないように置いているとのことでした。

県は、上昇率が高い自治体については、激変緩和の措置をとっています。河合町でもその対象となります。県は、基金の取り崩しを行ってもこの激変緩和を行うとしています。河合町として、基金を活用して独自の軽減措置を行うべきではないでしょうか。平成36年（2024年）までに基金を活用し、保険税の引き下げをしていただくようお願いいたします。

3番目、水害対策です。

10月の台風21号は、全国的に甚大な被害をもたらしました。河合町においても、避難所を設置し、200名を超える方が避難されています。また、床上浸水、床下浸水の被害もあり、不安な一夜を過ごされたことと思います。

台風21号は、雨風が激しく、河合町内に設置されている防災無線が激しい雨の音、風の音で聞こえなかったという声を多く聞きました。自治体によっては、屋外に設置されている拡声防災無線の数を多くして聞こえやすくしているところもあるようです。河合町では、今回、

どのような範囲まで聞こえていましたか。

また、避難方法ですが、車での移動の際、道路事情の確認、駐車場の確保、避難所までの誘導などはどのようにされてきましたか。

また、高齢者、特にひとり暮らしの方や障害者、乳幼児のいる家庭などへの対応はどうだったのでしょうか。

災害時に援助が必要な方のリストは整っていますか。

台風 21 号による被害について国や県から援助がありましたか。

避難所や避難所までの誘導、また避難伝達の方法など、今後、改善すべき点や課題が見えてきたのではないのでしょうか。住民が安全に避難し、安心して過ごせるための今後の対応についてお伺いいたします。

以上です。再質問につきましては、自席にて行います。よろしく申し上げます。

○住民福祉課長（中野雅史） 議長。

○議長（疋田俊文） 中野住民福祉課長。

○住民福祉課長（中野雅史） それでは、私のほうから、子ども医療費の窓口負担無料化についてと国民健康保険の県単位化についてご質問いただいている件につきまして、ご回答のほうさせていただきます。

子ども医療費の無料化についてなんですけれども、現在の医療費の助成方法は、医療機関において、一旦自己負担金を支払っていただいた後、後日、自動的に助成金を振り込む自動償還を採用しております。この方法によりまして、国民健康保険の国庫負担金の減額措置を受けることなく、財源の厳しい国保運営の財源確保を図りつつ、受給者の利便性を確保してきたところであります。

しかし、この減額措置につきましては、少子化対策を推進する中で、地方自治体の取り組みを支援する観点から、乳幼児における医療費助成については平成 30 年度より国庫負担金の減額措置を行わないとされたところあります。それをもちまして、市町村間において、乳幼児医療を対象とした現物給付方式の導入に関しまして諸課題を整理し、認識を共有化する目的で、市長会、町村会の主催による勉強会を現在行っているところあります。

現物給付の方式となれば、医療機関ごとに 1 カ月の自己負担が、外来で 500 円、入院で最大 1,000 円の定額で治療を受けていただくことができ、特に小さな子供さんほど病気にかかりやすいこともあり、本町としましても現物給付の方式の導入を推進してまいりたいと考えております。

また、平成 28 年 8 月診療分より、中学生までの就学児に対する外来診療についても医療費の助成の対象となったところですが、一部負担金につきましては、通院月額 1,000 円が奈良県の基準とされましたが、当町におきましては一部負担金を月額 500 円で実施している状況であります。

なお、医療費の無料化とのことですが、医療費が無料化になりますと、適正な医療の受診ということに懸念が持たれます。子供の医療費助成制度を将来にわたり持続可能で安定的な制度として、また、受診者の適正受診を確保する観点からも一定の自己負担も必要であると考えており、奈良県の基準に準じ医療費の助成を行ってまいりたいと思っております。

続きまして、国民健康保険県単位化について質問いただいている件なんですけれども、奈良県におきましては、同じ所得、世帯構成であれば県内の居住地に関係なく保険税が同じとなる県域国保制度の 36 年度完成に向けて目指すとされております。その過程において、保険税賦課総額が前年度と比較し、年当たり 3%以上となる市町村においては、国の公費拡充分や県の特別調整交付金などを活用して激変緩和措置を行うとされているところです。

現時点におきましては、県より納付金が示されていないところもあり、本町での保険税について被保険者の方の負担がどのように変わるのか不明確なところがありますが、急激な保険税負担となるような場合には、抑制も考えなければならないと認識しております。基金保有残高を見定めながら、基金活用も視野に置き、県域国保完成年度である平成 36 年度に向け、段階的に県が示す保険税に近づくよう行いたいと考えております。

以上であります。

○安心安全推進課長（阪本武司） 議長。

○議長（疋田俊文） 阪本安心安全課長。

○安心安全推進課長（阪本武司） それでは、水害対策の件についてお答えさせていただきます。

まず、台風 21 号時の情報伝達という面でございますけれども、防災行政無線での情報伝達に加えまして、それを補完する意味で消防団による巡回広報に回らせていただきました。さらに大字自治会等の役員様によるご協力をいただきまして、呼びかけもしていただきました。これによりかなりの効果があったと考えてございます。

また、いろんな課題の面でございますけれども、議員がおっしゃったようなことも含めまして、避難所での避難所運営等の課題、いろいろ出てまいっております。これらを総括しておりますので、できることから改善をしてまいりたいと思っております。

それから、防災行政無線でございますけれども、デジタル化以降につきましては、今の屋外スピーカーに加えまして、登録メールシステム、固定電話への配信システム等で今後は住民の皆様へ情報伝達を行うこととなります。

避難所運営、また避難誘導、特に支援を要する方、高齢者の方への誘導等につきましては、今回もいろいろ対応については発生しております。これらにつきましても、行政だけではなく、大字自治会等、地域住民の皆様のご協力も不可欠でございます。こういうことで、住民の皆様にそういうことを認識していただくとともに、連携を図りながらこれらの課題の改善に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○4番（馬場千恵子） はい。

○議長（疋田俊文） 馬場議員。

○4番（馬場千恵子） まず、子供の医療費についてですけれども、ちなみにこの一般質問の中でも言いましたけれども、窓口払いがゼロでないところは奈良県だけなんです。子供の病気、確かにけがについても緊急を要する場合とか、いつ起こるかわからないというようなことが多々あるわけですが、その中で、早期に手当てをするというのが最も大切かと思いません。

というのは、二、三日置きますと、肺炎を起こしたりとか、重度になったりとかということで、子供さんに対する負担、またそういったことも起こってくるわけですので、できるだけ早く手を打つ、そういうことが早期治療につながるかと思えます。そういう意味でも、窓口払いが経済的負担になっているということは間違いないことなんですけれども、そういう意味で、河合町においても、私は、子供さんの負担、またご家庭への経済的な軽減をするという意味でも必要ですけれども、河合町として子育て支援をするという面でどんなふうにご考えておられるのかということをお聞きしたいと思います。

また、窓口払いというか、子育て支援のところ、子育て支援が整っているところは出生率等も高いわけですが、私がちょっと調べたところでは、一番高いところは島根の邑南町です。いろんな自治体で邑南町への視察等が行われているわけですが、ここは出生率が2.65%になっています。ここでも子供の医療費の補助もされていますし、特に小学校、中学校の廃校はしないということで取り組まれているわけですが、子育て支援が整っているところ、今、河合町でも目標として掲げられていますUターン、Iターンが邑南町では一番多いことで有名なおところでございます。

また、岡山県の奈義町ですけれども、ここは高校卒業までの医療費の完全無料化ということで、祝い金も第3子、第4子と20万、30万、第5子については40万というような祝い金があるんですけれども、ここも出生率が2.11%です。

大分県九重町は2.03%ということで、ここは、子育て支援等について地区ごとに地区の協議会を開いて、そういった取り組みも進められているということでございます。

そういう意味で、河合町として子供の医療費を子育て支援としてきっちり位置づけて、無料化に向けて取り組んでもらいたいと思うんですけれども、そういった観点ではどうでしょうか。

子供の医療費を無料化にすることによっていろいろとメリットもあるわけですが、例えば大阪の歯科保険医の協会の調査なんですけれども、虫歯があるというふうに小学校で言われた子供さんが36.2%だそうです。そのうち48.6%しか治療されていない。中学校においては、25.9%の治療に終わっているということが調査でわかっています。

これは、全国的に見て治療ができていないのが50%以下ということですので、これについても窓口での負担がネックになっているのではないかと、このように言われているんですけれども、窓口負担をすることによって、先ほど一定の負担をしてもらおうとか、何かそんなふうなことを言われていたかもしれませんが、こういう適正な受診ということについてももう少し詳しくお聞きしたいのと、一定の負担が必要というのは、子育てを支援するという意味では、こういった発言はあり得ないというふうに思っているんですけれども、これについてはどうかということもお聞きしたいと思います。

それと、国保についてですが、私は、高過ぎる保険税ということで1世帯1万円の引き下げをということを一貫して述べてきたわけですが、今回、県で単位化される中で、河合町においては1世帯当たり11万円を超す基金、ためたお金があるということですので、激変緩和をされたとしても、河合町は今ある保険税よりも高くなる場所です。

私の質問の中で一貫して言われていたのは、県の単位化に向けて値上げをしない、保険税が上がらないようにためているのだということをおっしゃっていただきました。これは約束なんですけれども、上がらないようにぜひしてもらいたいというのと、それと、100%、県から言われた金額を納めなければならないというふうになるかと思うんですけれども、その中で、強制にならないように保険税をしっかり納入してもらおうというのと、納入できない世帯については、支援を含めて見ていってもらいたいというのがあります。

激変緩和が終わる7年後ぐらいまでには、基金を活用しながら保険税が上がらないような、

そういった対応をしてもらいたいと思うんですけども、その辺についてお聞きしたいと思います。

それと、水害の対策ですけども、今回、いろんなことが浮き彫りになったかと思います。デジタル化に向けて登録している方が、今、どんどん増えてきているというふうにお聞きしていますけれども、これは登録をされる、できる方はいいかと思います。

今回の災害に対して、消防団の方による巡回とか、自治会の役員さんの呼びかけとかというふうなことでされたというふうに、今、ご報告ありましたけれども、自治会の役員の方も、河合町は高齢化が随分進んでいる中で、高齢化が進んでいるということは現実のところなんですけれども、私が質問した中で、援助が必要な方へのリストというか、それはきっちりできているのかというのと、今、課長が述べられた報告を受けて、次の災害があったときには、これで安心だと言えるような返答ではなかったかと思うんですけども、その点について、次の災害が起こったときにはきっちり安心して対応できる、避難できるというような回答をいただきたいなと思います。

それと、今回、屋外の拡声無線について試しに試験放送がされたと思います。私もたまたま外にいて聞いたわけですけども、これについて地域の方の反応はどうであったのかということもお聞かせ願いたいと思います。

以上です。

○住民福祉課長（中野雅史） 議長。

○議長（疋田俊文） 中野課長。

○住民福祉課長（中野雅史） それでは、福祉医療の助成の件について、幾つかの質問をいただいている分につきまして、まず回答のほうさせていただきたいと思います。

医療費制度のことなんですけれども、医療費制度につきましては、医療を受けた人と受けない人との公平や適切な受診の観点から一部負担金を創設されて、求めておられるというところでもあります。つきましては、医療費無償化によると、受診拡大が医療費制度全体の規律や医療提供体制にも幾らかの影響があるというところも懸念されているところでもあります。

また、今後、国民健康保険が県単位化になるんですけども、いろいろそこで各市町村の福祉医療助成制度において温度差がある、これは大分と解消されてきているんですけども、国民健康保険の県単位化によって納付金制度という形になるんですけども、奈良県のほうには医療費水準を見ないで納付金を納める、同じ所得、同じ構成員であれば同じ保険料になるという、それを36年度に目指してするわけなんですけれども、その中で、医療費水準を見

ないということなので、どこかの市町村が福祉医療等そういう施策について大きな助成制度をされているというところであれば、そしたら、その部分についてはほかの市町村が見ていくのかという、この辺の問題もありますので、できる限り奈良県の基準でさせていただいたほうが、またその辺で公平なところもあるのかなと考えているところでもあります。

そういうことですので、適正な医療の受診にということなんですけれども、これもある研究課題の中で、医療費、窓口負担、償還払いされていたところから現物給付というて無料化されたところで、あるデータが出ているところをある方が調査された中で、大体医療費が6%ぐらい上がっているというところもあります。ですので、その辺が全体的な医療費制度のバランスから考えまして、また、都道府県化ということもありますので、やはり一定の基準のもとでする必要があるのではないかと考えております。

次に、国民健康保険の激変緩和措置、上がらないようにということなんですけれども、当然、保険料を上げないという方向で、被保険者の方にはなればいいんですけれども、ただ、36年度から保険料というのは、先ほども言いましたけれども、同じ所得、同じ構成員であれば同じ保険料ということなので、36年度にはもう統一に向けて向かっていかなければならないというところがあります。

したがって、その辺につきましては、今後、激変緩和措置を町独自でしたらどうかということをおっしゃっておられるんですけれども、その辺につきましては、基金の活用も考えられるんですけれども、やはり基金の活用については、保険税の収納不足になった場合の納付金の対応もありますし、想定外の医療給付の増額による基金の納付分の対応においても保有基金による対応が必要となりますので、このことから、基金の適正な管理は必要と考えておまして、最終的には基金の活用方向につきましては、国保運営委員会に意見を求めながら進めてまいりたいなというように考えております。

7年後の、保険税が以降上がらないようにということなんです。やはりその7年後、36年度は統一保険料を目指しますので、それ以降は各自治体が同じに達したとしたら、それ以降は県の示す税率で改定していかなければならないのかなと思っております。

以上であります。

○安心安全推進課長（阪本武司） 議長。

○議長（疋田俊文） 阪本安心安全課長。

○安心安全推進課長（阪本武司） それでは、再質問にお答えさせていただきます。

まず、要支援の方のリストということでございますけれども、要支援者の名簿というのはご

ございます。ただ、災害時におきまして避難支援を、実際行うに当たりましては、よりその名簿を実効性のあるものにするためには、その名簿に基づきました個別計画というものの作成も必要になってまいります。本町では、まだその作業にまでには至っておりません。

ですので、今回のように、消防団あるいは地元自治会、役員様のご協力を得るという形で今回は対応させていただいております。

それから、屋外子局のデジタル化に伴う試験放送、広報等でもご案内をさせていただいておったんですけれども、これにつきましては、まず設計どおりの音が出ているか、あるいは設計どおりに音その範囲まで伝わっているかというための試験放送でございました。

住民の方からどのような何か問い合わせがあったかということでございますけれども、特にそれに関して安心安全課のほうへお電話をいただいたりとか、お問い合わせをいただいたということはございません。たまたまそういったご報告をいただいているというふうには判断させていただいております。

それから、デジタル化に伴う登録メールでございますけれども、これに関しましても折り込みのチラシで登録できないというようなお問い合わせをたくさんいただいております。そういう方々、お問い合わせをいただきましたら、役場までご足労いただきまして、役場のほうで登録をさせていただくという対応をさせていただいております。

以上でございます。

○4番（馬場千恵子） はい。

○議長（疋田俊文） 馬場議員。

○4番（馬場千恵子） 子供の医療費のところでもう少しお聞きしたいと思います。

適正な受診に懸念があるということで、受診が拡大されるのではないかというふうに言われたと思います。これについては、もう言い古された回答なんです。もう以前からそれは言われています。むしろ早期に受診するというので、当面は医療費が高くなるかもしれないですけれども、長い目で見ると医療費も減ってきているというのが全国的な流れです。

大阪から奈良県、河合町に引っ越して来られた方についても、窓口でお金が要るのかということでびっくりされたということもあります。そのことによって、早期に受診できなかった、子供の病気が重症化したということも現実にはあるわけです。しかも感染症になりますと、兄弟そろって病院にかからなければならないということもありますので、これについては、ぜひ子育てを支援するという意味で、河合町の子供たちがすくすくと育つ、そういう立場で考えてもらいたいと思います。

奈良県だけなんです、窓口払いをしなければならないのは。その点についてももう少し真剣に考えていただきたいと思います。

歯科のことも言いましたけれども、全国的に治療をされた方が50%以下ということですので、これも、医療費の窓口払いがゼロでないということも大きな問題になっているのではないかとこのように思います。

河合町において出生率が低いということも、子育て支援が十分できていないあらわれだと思いますので、そういう立場で子供の医療費の無料化、ぜひ河合町独自の。ほかの市町村に比べて、河合町は特別に力を入れてしなければならない自治体だと思っていますので、その点についても十分審議していただいて、窓口払いを実現してもらいたいというふうに思います。

国保についてですけれども、国保についても7年後ぐらいですので、1人当たり11万ぐらいの基金ということで、私がずっと要求していた1万円の引き下げをしたところで、まだまだ余裕があるわけですので、ためるのが目的かというような今までの基金のため込みなんですけれども、その点についても、上がらないようにするという、ずっと一貫した返事でしたので、負担にならないように計算していただいて、上がらないようにしていただきたいというか、していただけるのかどうかというのを最後にお聞きしたいと思います。

それと、水害対策、防災関係なんですけれども、屋外無線の音が出ているのか、また、どの程度伝わっているのかということの試験だったということなんですけれども、確かに音は出ていました。音も届いていたかと思います。しかし、内容がわからない、何を言っているのかわからなかった。これを試験するに当たって、それぞれの地域の自治会とかに協力を得て、自治会のところで本当に聞こえているのかどうかというチェック機能をきっちりしておかないといけなかったのではないかとこのように思うんですけれども、その点はいかがでしょうか。

初めて内容がわかってこそ、どんなことを言われているのかとわかってこそ、この屋外無線の値打ちがあるかと思っていますので、そのあたり、どうでしょうか。

それと、援助が必要な方のリスト、あるのはあるということでもいいんですけれども、例えば高齢化になりますと、耳が聞こえにくい、移動するのに時間がかかる、これは障害者とか、小さな子供さんを持つお母さんとかだけじゃなくて、普通にそういうことが、特に高齢化の高い河合町においては多くあると思いますので、そのあたりのきめ細やかな対応が必要になってくるのではないのでしょうか。

河合町に住んでいて、これだけの防災対策をしていただいている、安心して河合町には住み続けられるというような対策の方法というか、マニュアルみたいなのをつくっていただいて、地域で助け合いながら進めていくというところ辺を本当にもっときめ細やかにつくってもらいたいというふうに思うのと、その後の援助についても、補正予算の中では個人の土地だから手はつけないみたいな話も出ていましたけれども、本当に必要な援助、引き続き農業を営んでいくために必要な援助については、やっぱり惜しみなくしていかなければならないのではないかとこのように思います。

本当に屋外の拡声無線が生きた形でいけるように、もうちょっと地域の方の声も、声はなかったんじゃないかと、どうでしたかということモニターさんを置くとか、こちらから聞くとかして安全に避難できるような、そういう手だてが必要だったのではないかとこのように思うんですけれども、どうでしょうか。

○住民福祉課長（中野雅史） 議長。

○議長（足田俊文） 中野課長。

○住民福祉課長（中野雅史） 福祉医療の窓口払いをするのは奈良県だけなので、子ども医療費の無料化を願いたいということなんですけれども、これにつきましても、先ほども申しましたけれども、やはり国民健康保険の県単位化に伴いまして、医療水準を考慮しないとされた場合には、市町村間での医療水準の不均衡を招くということがあります。やはり一定の県の基準においてのそういう福祉施策のほうが必要なのかなと思います。

また、医療費無料化となりましたら、財源のほうも伴います。例えば乳幼児、幼児、子供さん、中学校まで、今、拡大しているんですけれども、大体年間で自己負担分を持つとなれば、800万以上の費用がかかってくるのかなという、そういう費用面での検討も必要であるのかなと思いますので、今いただいたご質問の中で、ちょっとまた検討のほうもさせてもらいたいと思うんですが、ただ、奈良県基準という県単位化に向けてのこともありますので、その辺は市町村がある一定の基準で福祉施策もあわせていく必要が、会議でも話は出ていますので、その辺はちょっと今度の動向を見ながら、どうなるのかというのを県基準に準じて進めてまいりたいと思っております。

また、保険税のほう上がらないようにしてほしいということなんですけれども、これにつきましても、基金の活用ということで、当然保険料のほうに反映させていただくというのは考えなければならないと思っております。その中で、国保の運営協議会のほうでその辺のある一定の水準と県のほうから金額が示された中で検討させていただいて、意見のほうをお伺い

していただいて、その辺は進めさせていただきたいと思っておりますので、ご理解のほうよろしくをお願いします。

○安心安全推進課長（阪本武司） 議長。

○議長（疋田俊文） 阪本課長。

○安心安全推進課長（阪本武司） それでは、屋外子局の件でございますけれども、基本的に屋内にいらっしゃった場合、屋外無線、鳴っておっても内容がわからないということは、現在の家屋は機密性も高いということもございまして、多々あるとは思いますが。そういう意味で、放送に関しましては繰り返し放送させていただいております。鳴っておった場合に、外で耳を向けていただくということも必要になってこようかなと考えております。

また、それを補完する意味もございまして、登録メールシステム、あるいは固定電話への配信システムというものを導入しておりますので、そういったものをあわせてどういう情報が発信されたかというご確認をしていただくことになろうかと思えます。

それから、音達、試験放送時に自治会へ各チェックということでございますけれども、基本的にほとんどの河合町エリアにつきましては、各子局からの音がある程度重なるような形で、空白になるような地域がないように設計はされておりますので、特に今回の試験に加えて、モニターをしていただくというところまでは考えておりませんでした。ただ、その重なりも希薄な部分が若干ございますので、そのあたりにつきましては、特に試験放送時におきましては測定機器等を用いまして、実際、どの程度伝わっておるかというような調査もさせていただきます。よろしくお願いいたします。

それから、体の不自由な方、耳の聞こえにくい方等、障害をお持ちの方の避難という件でございますけれども、避難情報に関しましては、まず第1段階として、災害が起こる可能性があるだろうという時点で、まず避難準備情報というものを発令させていただきます。今回も、まずそれは発令させていただきました。健全な方でございますと、その時点で災害に備えて避難の準備をしていただくということでございますけれども、体の不自由な方等につきましては、その段階で避難を始めていただくということになっております。その時点で、そういう方がいらっしゃるといところにつきましては、避難を促して、もう避難行動に移っていただくというのがマニュアルの中での動きでございます。今回も、そういうことで避難準備情報をまず出させていただきます。さらに本当に水位が上がって、水害の可能性がもう高まったという点で避難勧告ということで段階的に発令をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

そういったこともございます。住民の皆さんにも、その辺を先ほど申し上げましたように、

よくご理解いただくようにこちらも努力させていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○4番（馬場千恵子） はい。

○議長（足田俊文） 馬場議員、もう1分ですので、お願いします。

○4番（馬場千恵子） 国保税についてですけれども、私はもう一貫して1万円の引き下げということで、そのときの返事が一貫して上がらないようにということでしたので、その返事はうそだったのかというふうに、私は、今、思っているんですけれども、くれぐれもそういうことのないようにしていただきたいというのと、それと、無線について、試し無線というか、昨日の無線ですけれども、はっきり言って何を言っているかわかりませんでした。これについても、モニター等を置くなりして、確実に住民に届くような改善をしていただきたい。

安心して住み続けられるような、子育ても安心してできるような、そんなまちづくりにしてもらいたいということをお願いして、終わりたいと思っております。

○議長（足田俊文） これにて、馬場千恵子議員の質問を終結いたします。

◇ 清 原 和 人

○議長（足田俊文） 2番目に、清原和人議員、登壇の上、質問願います。

○3番（清原和人） はい、議長。

○議長（足田俊文） 清原議員。

（3番 清原和人 登壇）

○3番（清原和人） 議席番号3番、清原和人が通告に基づいて一般質問をさせていただきます。

人口減を食いとめ、活力あるまちづくりが河合町の大きな課題になっています。子供たちの未来のため、元気ある学校、学習しやすい教育環境の充実が緊急の課題になっています。

第2の問題として、河合町の安心・安全なまちのイメージアップが大切です。自然災害に対しても、住民の命、財産を確実に守れるような万全の体制が、今、問われているように感じます。そのためには、目に見える着実な政策の実行により、若い世代を中心にあらゆる世代の人々が河合町に愛着を持っていただき、安心して河合町に住んでいただくことで、人口増につながることを願っております。

本日は、3つの課題について質問をいたします。

1つ目は、7月に開催されました河合町学校再編保護者・住民説明会についてです。

平成32年4月の統合に向けた作業が進められていると思います。7月30日、第3小学校と第2小学校の2会場で、河合町学校再編保護者・住民説明会が開催されました。私は両会場に参加し、保護者、地域住民の生の声を伺いました。統合につきましては、おおむね反対のご意見はなかったように感じられました。しかし、統合に向けて多くの要望が出されました。要約すると、3点に集約されると思います。

1つ目は、第3小学校では主に通学の安全性の問題、2つ目は、第2小学校では老朽化による校舎の改築問題、3つ目は、各学校の学校経営や金管クラブ、自転車クラブ等の特色ある取り組み、また、PTA活動等の異なる学校文化の融合の問題です。例えば、運動会等の学校行事の実施方法でも、各学校での違いは大いにあります。河合町の教育改革が動き始めたように感じられます。学校再編に向けての取り組みも進んでいると思いますが、次の点につきましてお答えください。教育委員会として、主に3つの要望に応える具体的な方向性や取り組みについて示してほしいと思います。

2つ目は、学校の普通教室の冷暖房化・エアコン設置についてです。

文部科学省は、学校環境衛生基準において、教室等温度にかかわる基準として10度以上30度以下であることが望ましいと示しています。冬、学校現場では、10度以下になると暖房器具のスイッチを入れることになっています。6、7、9月の3カ月は、地球温暖化により40度近い高温が続く日が多くなっています。室内でも熱中症が増え、暑さ対策がいろんな場面で講じられています。ほとんどの児童生徒の家庭ではエアコンの中で生活をしています。町内の学校では、現時点、扇風機でのいでのいるのが現状です。

一年を通して児童生徒が安全で快適な学校生活を送り、集中して学習できる環境を整えることが大切です。近隣の自治体では、既に導入したり、来年度実施に向け計画しているところがあります。学校の普通教室の冷暖房化、エアコン設置ができれば、弾力的な運用もできます。例えば、夏季休業中の短縮が可能になります。2020年度より完全実施になる高学年、中学年の小学校英語科、外国語活動で増える年間35時間の授業時数の確保も、夏休みを利用することによって可能になります。1週間の授業時間を無理無理増やすのは、子供、教師にとって大変な負担になり、ゆとりもなくなっていきます。

また、非常災害時には、高齢者や乳幼児、障害を持っておられる方々の熱中症予防、寒さ対策にも対応できる避難所として普通教室を活用することができます。文部科学省も紹介をし

ています。

教育委員会として、普通教室の冷暖房化、エアコン設置についてどのようにお考えですか。

河合町教育大綱（素案）、基本方針の中で、学校教育環境の充実が掲げられています。第2小学校の校舎改築に伴い、町内の小中学校の普通教室の冷暖房化、エアコン設置に向けての中期的な計画が必要だと考えられます。このことについてもお答えください。

3つ目は、安心安全な町づくりに向けて、台風21号の避難措置に関連してお聞きします。さきの質問にも関連します。

10月22日の台風21号による被害が河合町にも発生し、避難勧告や避難指示が発令されました。床下、床上の浸水被害も出ました。1小校区では、河合第1小学校と第1中学校の体育館が避難場所になりました。私自身も避難所を訪問しました。避難されていました多くの方々のご意見を伺いました。高齢者を中心に避難されていましたが、体育館内は10月でも寒さを感じる状態でした。また、プライバシーの確保や情報提供も少なく、いつ帰れるのか等の不安や不自由を訴えておられました。町内の避難場所の運営について、どのように町として総括されましたか。4年間の町防災総合訓練の取り組みの積み重ねもありますが、今回の成果や課題についてお答えください。

また、普通教室に冷暖房があれば、大字地区ごとの小集団の避難もできます。高齢者や乳幼児を含めた子供たち、障害を持っておられる方々にとっても、快適で安心・安全な場所の確保にもつながります。防災の観点から、小中学校の普通教室の冷暖房化、エアコン設置に対してどのようにお考えですか。このことについてもお答えください。

再質問につきましては自席で行います。

○教育総務課長（杉本正範） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 杉本総務課長。

○教育総務課長（杉本正範） それでは、1つ目の学校再編保護者・住民説明会についてお答えさせていただきます。

7月30日の保護者・住民説明会ではいろいろ意見をいただきましたが、議員がおっしゃるように、特に第3小学校では通学に関する不安、第2小学校では学校の老朽化による校舎の改修といった意見が大半を占めていました。統合までにこの問題を解消していくことが課題でございます。

まず、8月に統合準備委員会を設置し、9月12日に第1回目を開催いたしました。この会議では、項目ごとに部会を設け、保護者や地域の方に参加していただき、意見を聞きながら

進めていくことを確認しました。部会は、総務部会、通学路部会、PTA部会を設置しました。それぞれ協議していただき、結果を再編準備委員会に上げていただくこととしています。また、学校運営関係につきましても、両校の教職員の方に集まっていただき、学校間のすり合わせ作業を行っているところでございます。これらの作業は、来年の9月をめどに行っていきたいと考えております。現在、総務部会3回、通学路部会2回、PTA部会4回を行ったところでございます。

また、施設面の改修につきましては、トイレの洋式化や雨漏り、また内外装のリニューアルなどを考えております。これにつきましては、教育委員会のほうの主導で行っていきたくと考えております。

次、2点目の普通教室のエアコン設置についてでございますが、地球温暖化に伴う教室の暑さ対策は、教育委員会でも課題の一つとして認識しており、その解消のためには、エアコンの設置が有効であると考えております。しかし、エアコンの設置には多額の費用が必要となることから、なかなか整備できない状況でございました。今回の第2小学校と第3小学校の統合の際の第2小学校の校舎の改修に当たりまして、エアコンの設置を含めた計画を行っているところでございます。また、他の学校につきましても順次設置していきたいと考えております。

以上でございます。

○安心安全推進課長（阪本武司） 議長。

○議長（疋田俊文） 阪本安心安全課長。

○安心安全推進課長（阪本武司） それでは、台風に関します質問にお答えします。

今回の台風21号のときにつきましては、たまたま選挙事務と重なり、その中で職員一丸となって取り組ませていただきました。しかしながら、避難所での運営面など課題が多くあったことも事実でございます。このことによりまして、避難された住民の皆様にご不自由をかけたことは事実でございます。

各避難所におきましては、やはり情報提供といった面での課題がどこの避難所でも出ております。これらの課題につきましては、既に内部におきまして議論を進めております。できることから検討を重ねまして、できるところから解決をしていきまして、その課題につきましても、今後の防災訓練等にもそういった面を含めまして取り入れていきたいと考えております。

それから、普通教室の冷暖房化についての防災面からの観点というご質問でございますけれ

ども、現在、学校業務の早期再開という観点から、普通教室を長期の避難所として使うことは、今のところ町といたしましては考慮してございません。ただ、今回のように災害が起こった場合、高齢の方、乳幼児あるいは体のご不自由な方、体調管理の難しいそういった方々に関しましては、総合福祉会館豆山の郷が福祉避難所ということで、今回も開設させていただいております。そういった避難の方がいらっしゃった場合は、そちらへ誘導させていただきまして、そちらで避難をしていただくという対応をさせていただきたいと考えておるところでございます。

以上でございます。

○3番（清原和人） 議長。

○議長（疋田俊文） 清原議員。

○3番（清原和人） それでは、ちょっと個別の問題を通してというか、再質問、お聞きしたいと思えます。

教育委員会につきましては、先ほど大まかな点では、説明してもらって大体わかりました。説明会のときにちょっと個別に出ていた問題で、もう少しお聞きします。

それは、統合にかかわるといふか、やっぱり違う学校の子供たちが一緒になるということで、いじめの問題が心配だと、そういう声も出ておりました。また、先生方も全く違う職場で一緒になりますので、それと、今行っている学校の子供たち、そういう子供たちの交流の問題、それをどうしていくんだという、多分そういう質問もあったかなと思えますので、そういう点についてお答え願えたらなと思えます。

それから、統合に向けてのスケジュール、先ほど課長のほうからもちゃんと細かくやっていくということも出ていたんですけども、あの会場でも、あと2年半ぐらい、やっぱりスケジュールについての疑問の声もありましたので、再度その点で、ちょっと後でお答え願えたらなと思えます。

それから、エアコンにつきましては、ちょっとインターネットとかいろんな資料を見ましたら、やっぱり普通教室の冷暖房化、エアコン設置によって、アンケート調査でもはっきりしているんですけども、子供たち、先生方とも学習しやすい、集中しやすい、そういうプラスの回答がほとんど返っております。また、教育効果もちょっと上がっているという実例も出ていますので、そういう点についてもどのようにお考えか、再度ちょっとそれだけよろしく願います。

それから、安心安全課にもちょっと再質問します。

個別的な問題で、ちょうど避難所、こういう5点の声が出ていました。それはどういうことかと言えば、避難所内、先ほどもちょっと壇上で言ったんですけれども、台風情報、それからいつまで避難すればいいのか、そういう見通しの情報が少なかったかなど。中には、役場の職員さんが積極的に体育館も回っておられたんですけれども、声としては、12時まではやっぱり体育館の放送を使ったりしながら知らせてほしい。それから、遅くなりましたら模造紙とか画用紙を使って、どこか掲示板というか台風情報等の掲示板というか、掲示をしてもらったらよかったかなど、そういうことが1点ありました。

それから、2点目は、ふだん学校に来られない方というか高齢者がちょっと多かったんで、やっぱり避難所の入り口がちょっとわかりにくいというか、だから何かライトとかでそういう工夫をしてもらったらよかったかなということでした。

それから、3点目は、体育館の中にもやっぱり90歳を超える高齢者が多く避難されていて、ちょっと見かけたところ、トイレに行くのもやっぱり困ったという人もありました。せめて車椅子1台とか、ちょっと担架の用意も必要ではなかったんかなということでした。

それから、4点目は、個々に職員さん、非常に頑張って動いておられたんですけれども、担当責任者がちょっとやっぱりわかりにくいと。誰がこの避難所の最高責任者になっているのか、そういう点でもはっきりしなかったんで、ちょっと不安があったということでした。

それから、5つ目は、すごく喜んでおられたご意見としては、やっぱり急なことで、みんなばたばたして体育館に集合されたんですけれども、すぐに何か毛布、それから乾パン、お茶、水に関して渡していただいたんで、そういう面ではすごく感謝されている声が多く聞かれました。

後で、ちょっとまた再度になるんですけれども、もし今、非常に細かい点なんですけれども、先ほど総括されたということもおっしゃっていただきましたので、また温暖化に向けまして、来年度、ひょっとしたら今回以上の台風も来るおそれもあると思います。現時点でそういうご意見に対してどのように応えていくのかとか、その点でちょっと再質問をよろしく願います。

○教育総務課長（杉本正範） 議長。

○議長（足田俊文） 杉本課長。

○教育総務課長（杉本正範） 統合についてですけれども、いじめの問題とか、確かに説明会の中でもお伺いしました。このことにつきまして、今、そういうことが発生しないように先生方もいろいろ気を配っていただきまして、現在、子供たちの交流についても、先日、1年生

のほうで、中山田池公園のほうで交流を行いましたという報告を受けております。先生方についても、それぞれ両校いろいろ交流していただきまして、今後進めていきたいと考えております。

エアコンなんですけれども、実際、確かに暑いというか、そのように承知しております。もう昔のように我慢なさいとか、精神論だけでは片づかない状況になっていると思いますので、ぜひともエアコンの設置を推進していきたいと考えております。

○教育部長（井筒 匠） 議長。

○議長（疋田俊文） 井筒部長。

○教育部長（井筒 匠） 議員おっしゃったスケジュールの件なんですけれども、結局その検討されている内容であるとか、そういったものをまだ示せる状況じゃないんですけれども、課長が申しあげましたように、1年をかけてという中で、これまで部会ということで、来週3回目の通学部会というのをやるんです。それも3回、その内容を踏まえて、いわゆる準備委員会の中間報告みたいなことをしたいと思っています。それらについては広報に載せたり、あるいはホームページにということをおもっていますし、それと、準備委員会については傍聴もしていただけるということになりますので、そういうことが出来ないんで不安をしていただいたり、なかなか見えにくいというところがあると思いますので、その辺は配慮していきたいというふうに思っています。

○安心安全推進課長（阪本武司） 議長。

○議長（疋田俊文） 阪本課長。

○安心安全推進課長（阪本武司） それでは、ご質問のあった件でございます。

5点目を除きまして4つの点でございますけれども、おっしゃられたように、この4つの点につきましても、避難所運営、今回、我々職員も非常に認識しているところで、担当職員からの意見も多く出た事項でございます。これらにつきましても、先ほどの馬場議員のときにもお答えさせていただきましたように、できることは直ちに進めてまいりたいと考えております。

それから、特に現場での責任者という点でございます。このとき、冒頭でも申しあげましたように、たまたま選挙が重なっております、初動におきましてちょっと人員が少なかったという点で、その混乱がちょっと続いてしまったという反省点がございます。このあたりも含めまして、担当する職員の配置、それから、先ほどご指摘いただきました備品等につきましても、整理をいたしまして対応させていただきたいと考えております。

また、学校への経路等につきましても、校長先生ともちょっとお話し合いを持つ機会を持たせていただいております。これにつきましても今度、これからも積極的にこちらのほうから校長先生等に話を持ちかけさせていただきまして、どのようにすれば安全に避難の方を誘導できるかということを決めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○3番（清原和人） 議長。

○議長（疋田俊文） 清原議員。

○3番（清原和人） 今答えてもらったように、教育委員会につきましては、着実にというか、統合の作業を進めていただきたいと思いますし、それから、エアコンにつきましても、既に県内で実施しているところもありますので、また現場にも一回足を運んでいただいて、いろんな面で検証をお願いしたいと思います。

それから、あと、防災につきましては、先ほど馬場議員の質問にもあったんですけども、基本的にはやっぱり高齢者、それから乳幼児を含めた子供たち、障害を持っておられるそういう方々というか、そういう人たちを中心にちょっと考えていただいて、避難していく方法とか、また避難所、そういう運営についても生かしていただけたらなと思います。そういう点で、また今後よろしくお願いします。

以上で私の質問を終わります。

○議長（疋田俊文） これにて、清原和人議員の質問を終結いたします。

10分間、暫時休憩します。

休憩 午前11時05分

再開 午前11時17分

○議長（疋田俊文） 再開します。

◇ 西 村 潔

○議長（疋田俊文） 3番目に、西村 潔議員、登壇の上、質問願います。

○9番（西村 潔） 議長。

○議長（疋田俊文） 西村議員。

（9番 西村 潔 登壇）

○9番（西村 潔） それでは、議席番号9番、西村 潔が通告書の内容に従いまして質問させていただきます。

今回、まず1つ目、河合町の台所事情について質問いたします。なかなかわかるようでわからないという、この台所事情について質問したいと思っています。

まず、その1、河合町の財政についてでございます。

①平成元年から現在に至るまでの河合町の将来負担比率が悪くなった原因、あるいはその要因を分析した報告書を、去年の6月議会で住民に開示をお願いしたいというふうをお願いさせてもらっています。その結果を示していただきたいと思います。

②住民に対して、河合町の財政の実態についてわかりやすく説明する仕組みとか手段についてはどのように考えておられるのか。

③過去5年間及び今後10年間の人口動態、財政状況について、別紙のと通りの様式を参照して、シミュレーションの作成をお願いしたいと思っております。そして、住民に開示をしていただきたい。

④このシミュレーションの概要説明をお願いして、河合町の将来はどのように描かれていくのか、あるいは行政として住民に何を訴えていこうとしているのかについて明らかにしていただきたいと思います。

2番目、外国人職員の採用についてでございます。

最近、インバウンドとしてかなりの外国人が日本各地に来ております。それに伴いまして、多様なニーズで外国人の職員を採用する自治体も増えております。河合町の現状は今のところどうなのか、あるいは将来はどうなのか。

全国の市町村ではいろいろな取り組みがなされております。一部紹介しますと、全小中学校に配置する高崎市とか、英語版ホームページによる情報発信を世界に発信するとか、外国籍住民が増えている自治体がございます。こういう自治体に対して外国人の職員を採用する。それから、観光振興に向け外国人採用があります。インバウンドの人たちを地元の地域に呼び寄せるということをするために、外国人を採用していると。

それぞれの市町村では外国人職員の採用ニーズの高まりがあるわけです。河合町においては、どういうニーズがあるのか、あるいは全くニーズがないのか、あるいは考えていないのかと

いうことについて所見をお聞かせください。

ちょっと失礼いたしました。

1番目の河合町の財政についての質問の中で、まず、平成28年度決算についてお聞きしたいと思っております。まず、28年度決算で、基金の内容とか残高がどういうふうに繰り出しされていたのか、その目的についても説明してほしいと思います。

それから、将来負担比率の改善が、前年度に比べるとわずかながら改善しているわけです。大幅な改善じゃなかったわけですけれども、この微減にとどまった要因について説明してほしいと思います。

それから、実質公債費比率が17%から19%に上昇しております。また、単年度では19.7から21.1%にそれぞれ上昇しております。これについての理由と原因はどこにあるのか説明してほしいと思います。

それから、その3、地方債の協議制度について、ちょっと改めて質問させていただきたいと思っております。

地方債を発行するに当たって、河合町が行う通常の手続とは一体どういうものなのか、説明してほしいと思います。実質公債費比率が18%を超えた場合の手続の内容と、財政に与える影響はあるのかなのか。

3番目、河合町においては18%を既に超えているわけですけれども、一般的許可団体として、いつから公債費の負担適正化計画の策定を求められるのか。

4番目としては、公債費負担適正化計画というものはどういうものなのか、ちょっと我々わからないところがございますので、教えてほしいと思います。

5番目、今後、奈良県知事の同意のない地方債については、あらかじめ議会に報告しなければならないということになっておりますけれども、その場合にどういう手続になるのか。そう恐らくならないと思いますけれども、なった場合の手続について説明をお願いしたいと思います。

次、4番目の障害者支援法に基づく自立支援給付と介護保険制度との適用関係について質問します。

障害者自立支援法に基づく自立支援給付と介護保険制度との適用関係については、既に平成19年3月、平成23年9月、平成24年3月30日で、通知を各都道府県を通じて市町村にしております。このポイントとしては、まず一つ、障害者が65歳になったときに、人数なんですけれども、どれくらいの方がおられるのかです。

それから、そのうち要介護状態あるいは要支援状態になり、要介護認定を受けて、現在介護保険給付を受けている人の数、これを教えてほしいと思います。

それから、障害者から障害福祉サービスの利用の申請を受けた場合、介護保険サービスによる適切な支援を受けることは可能かどうかの判断を行うために、介護保険担当と連携して障害者福祉サービスの支給決定を行うことになっているわけですが、現状はどのような手続になっているのか。

次、介護保険法の規定により、介護保険給付が優先されるとの規定がございます。その中で、国は一律に優先させることはしないことになっていると、そういうふうはこのガイドラインをつくっているわけです。河合町もガイドラインを設けていると思いますけれども、具体的にはどのようになっているのか。

次、利用者の状態によっては、介護保険サービス介護計画では限度額超過をするケースも十分考えられるわけです。その場合の対応と、給付決定は介護保険と障害者福祉サービスによる訪問介護サービスの併給、同時に両方受けられる、河合町はそういう事例があるのかどうか。

次、障害者の方で新たに介護保険に切りかえた場合、自己負担が発生するわけです。自立支援法では自己負担はない方もおられます。しかし、介護保険を使うと、超過した場合、あるいは10%の負担があるわけですから、こういう現行法では救済措置があるのかどうかです。

次、最後ですけれども、重度障害者の介護保険サービス利用についてどのように取り決めされているのか、実態があれば教えてほしいと思います。

次、5番目、新学習指導要領のポイントと実効性について質問いたします。

2020年から導入を予定されています新学習指導要領の着眼点として、主体的で対話的で深い学びが取り入れられると聞いております。従来、教育とは先生が生徒に教えるという、いわゆる一方通行的な概念を連想するという、我々の時代もそうでしたけれども、そういうことからすれば、ある意味では現場の教育の大改革と言わざるを得ないわけです。そこで、新学習指導要領を現場で実地するための行政の計画はどのようなものになるのかということですね。

まずその一つ、先生の意識、教育委員会の意識を変えないといけないわけです。また、どういふふうに変えていくのかということですね。

その2、各教科、例えば算数、数学、英語、社会、理科などの授業において、具体的な授業

の望ましいイメージとは一体どういうものなのか。今、教育委員会あるいは行政の人たちがどういうイメージを持っているのかです。

3、教育の場で多様性を受け入れるための障害となっていることがございます。まず、集団主義である、形式主義である、横並び主義である、集団生活指導主義でございます。出るくいを抑える主義など、このような主義や考え方を教育の現場でどのように克服していくのかということです。

その4、多様性の嫌いな国民性。ある意味では排他主義とか地方主義的な考え方をすれば、今後、社会で求められている多様性を教育の場で取り入れることは重要な課題でございます。行政側はどのように認識して環境整備を行い、行動しようとしているのかを説明していただきたいと思います。

以上です。

○財政課長（上村卓也） 議長。

○議長（足田俊文） 上村財政課長。

○財政課長（上村卓也） 私のほうからは、1番目の河合町の台所事情についてということでお答えさせていただきます。

まず1つ目、町の財政についてということですが、1つ目の①将来負担比率の悪化に伴う原因分析結果、それと、②の住民に対して町財政の実態をわかりやすく説明する仕組みや手段ということでお答えさせていただきます。

本町の将来負担比率につきましては、制度が創設されました平成19年度では291.2%、そして平成28年度は228%まで減少いたしました。依然として県内では最も高い比率となっております。

これは、これまで時代の要請や住民ニーズ、また町の将来を見越し、ほかの市町村に先行しまして社会資本整備などを計画的に進めてきたことや、また、平成25年度に将来の負担の軽減を図るため三セク債を借り入れたことなどにより、町債残高が増加することは見込んでおりましたが、景気の低迷や人口減少などで、平成28年度では、算定の分母となっております町税や交付金また地方交付税などの総額で1億3,200万円と大きく減少したことが、比率をさらに引き上げる要因となっております。

特に、本町の比率が全国的に高い状況であることで住民の皆様にご不安を与えていることや、また、財政運営を行っていくには何よりも住民の皆様のご理解とご協力が必要でございます。そのことから、町の財政状況や財政関係資本などにつきましては、町の広報紙やホームページ

ジを通じまして、住民の皆様によりわかりやすく公表していくとともに、タウンミーティングなどの場においても丁寧な説明を行ってまいりたいと考えております。

次に、③、④財政シミュレーションの説明、それと町の将来はどのように見えるのか、また、住民に行政として何を訴えるのかということでございます。

今回の財政シミュレーションにつきましては、普通会計をベースに過去5年間は決算額、今後8年間は、今年3月の財政健全化計画の見直しの際の収支見通しをもとに作成をさせていただいております。

本シミュレーションでは、赤字団体への転落は回避できる見通しですが、今後、公共施設等総合管理計画に伴う老朽化対策なども進めていく必要があることから、しばらくは厳しい状況が続くと見込まれるため、町財政の健全化を早急に進める必要があると考えております。しかし、歳出削減だけでは、いましばらくは対応できても、将来さらに少子高齢化が進み、人口減少が想定されている状況では、いずれ限界が来ることは明らかであるため、町では節減型の計画実施、それと並行いたしまして都市計画の見直しや町有地を活用した宅地開発、また認定こども園の整備などの人口減少対策による活性化と増収を目指し取り組んでいるところでございます。

これらの施策や事業を着実に進め、町財政の改善を図っていくためには行政の取り組みだけでは困難であり、住民の皆様のご理解とご協力が必要であると考えております。

次に、2つ目の平成28年度決算について、①各基金の内容、残高、平成28年度の状況、その必要性などについてです。

まず、財政調整基金につきましては、町永久の利益となる事業または天災事変のため、多額の費用を必要とする場合に資するために設置したものでございます。平成28年度では、基金利子など89万9,000円を繰り入れましたが、財源確保のため3月末の専決で1億円を繰り出したことで、残高は2億7,332万2,000円となっております。

次に、減債基金につきましては、財源を確保し計画的に償還することによって、資金負担の平準化を図ることを目的としたものでございます。平成28年度では、基金利子1万1,000円を繰り入れましたが、公債費償還の財源として3月末の専決で1,200万円を繰り出したことで、残高は44万9,000円となっております。

次に、公共施設整備基金につきましては、町の公共施設の整備事業資金に充てるために設置したもので、平成28年度では、基金利子1,000円を繰り入れましたが、小中学校施設整備の財源として3月末の専決で600万円を繰り出したことで、残高は81万7,000円となっております。

ます。

次に、ふるさと創生基金につきましては、町の特色を生かし、創意工夫を凝らし、独創的・個性的な地域づくりを自主的に主体的に行うために設置したものでございます。平成 28 年度では、基金利子 1,000 円を繰り入れましたが、街再生総合戦略事業の財源として 3 月末の専決で 300 万円を繰り出したことで、残高は 58 万 6,000 円となっております。

地域振興基金につきましては、町における地域の福祉活動の促進、快適な生活環境の形成などを図ることを目的に設置したものでございます。平成 28 年度では、基金利子など 27 万 9,000 円を繰り入れましたが、小学校、中学校、幼稚園の備品整備の財源といたしまして 3 月末の専決で 1,000 万円を繰り出したことで、残高は 8,749 万 3,000 円となっております。

次に、小中学校ボランティア推進基金につきましては、小中学校における児童生徒のボランティア活動の推進に資するため設置したものでございます。平成 28 年度では、基金利子 1,000 円を繰り入れたことで、残高は 60 万 7,000 円となっております。

続いて、2 番目の将来負担比率の改善が微減にとどまった要因ということでお答えさせていただきます。

将来負担比率につきましては、三セク債を借り入れた平成 25 年度以降、着実に減少し、平成 28 年度では 228.4%まで減少しております。そして、平成 27 年度に比べて 0.1%の微減にとどまった理由ですが、これは、算定の分子で最も大きな債務である地方債残高は着実に減少しておりますが、算定の分母の町税や交付金、地方交付税などの歳入が景気低迷の長期化や人口減少などで予想を超えて大きく減少していることが主な要因となっております。

今後、主要事業の実施などで比率は一時的に上昇することが考えられますが、それ以降は緩やかに下降していくと見込んでおります。

③の実質公債費比率が 19.0%、対前年度 2%上昇した要因につきましては、本町の平成 28 年度の実質公債費比率は 19.0%、対前年度で 2%上昇しております。これは、県内では香芝市と並んで最も高くなっております。

この要因といたしましては、これまで他の市町村に先行して将来を見越した事業や施策を進めてきたことなどや、平成 25 年度に三セク債を借り入れたことなどにより公債費が増加し、比率が悪化することは以前から想定をしておりました。しかし、先ほども説明させていただきました将来負担比率の微減の理由と重複しますが、算定の分母である町税や交付金、交付税などの歳入が人口減少などで予想を超えて大きく減少していることが、比率をさらに上昇させる大きな要因となっております。

今後、主要事業の実施などで、ピーク時の平成 33 年度では 22.2%まで上昇いたしますが、それ以降は緩やかに下降していくため、早期健全化基準の 25%を超えることはないと考えております。

続いて、3 番目の地方債の協議制度について説明をさせていただきます。

まず、①地方債の発行手続につきましては、毎年 5 月中旬に県に起債承認申請を提出いたします。その後、9 月中旬、県に許可申請を提出いたします。同月下旬、県の知事から起債の許可が下りるとい形になっております。その後、許可が下りましたら、事業完了後に地方債を発行するという流れになっております。なお、起債の申請につきましては、年に 2 回ございます。先ほど 5 月中旬ということ saying いた分が、12 月中旬にももう一度ありまして、その後、同じような手続で流れていくような形となります。

続きまして、②の実質公債費比率が 18%を超えた場合の手続と財政に与える影響、また、③18%を超えたことで必要な公債費負担適正化計画の策定期間、それと、④公債費負担適正化計画とは、最後に、⑤の知事の同意のない地方債の発行は事前に議会報告が必要だが、その手続はということでお答えさせていただきます。

平成 28 年度の実質公債費比率が 18%を超えたことで、地方債の発行手続が現行の奈良県知事の同意から許可になり、比率が 18%を超えた要因の分析や比率改善に必要な見直し策などを定めた公債費負担適正化計画を策定し、毎年度 9 月中旬までに県に提出する必要があります。

なお、この比率が 18%を超えても地方債の借り入れに制限を受けることはありませんが、早期健全化基準の 25%を超えた場合は地方債の一部で借り入れができなくなり、町財政にも多少の影響が出ると思われます。ただ、本町では 25%を超えることはない見込んでおります。

最後に、知事の同意のない地方債を発行するには事前に議会報告が必要という件についてですが、この分につきましては、平成 18 年度の制度改正により、それまで地方債を発行するには全て県知事の許可が必要でしたが、平成 18 年度以降、実質公債費比率が 18%未満の市町村に限っては、知事の同意で発行ができることになりました。さらに、比率が 18%未満の市町村では、自主性を高める観点から、一部の地方債については知事の同意を得なくても、事前に議会に報告することで地方債の発行が可能となったものでございます。

以上でございます。

○総務部次長（木村光弘） 議長。

○議長（疋田俊文） 木村総務部次長。

○総務部次長（木村光弘） それでは、私のほうから、外国人職員の採用について河合町の意図はどのように考えていますかという質問にお答えさせていただきます。

外国の方を採用するということにつきましては、私たち日本人にはない新たな発想や考え方を身近に共有でき、行政でともに働くことにより、当町を盛り立てていくことにもなるのではないかと考えております。

当町では、現在、英語指導助手として英語の指導を行うため、臨時職員として1名採用し、各小中学校において活動等をしておられております。また、現職員の中には英語の語学を身につけている職員もおりますので、業務の内容によっては対応できるのではないかと考えております。

今後は、そのような外国人の方のニーズが高まり、外国の方を必要とする事態等が生じれば、検討し、考えてまいりたいと思っております。

以上です。

○教育総務課長（杉本正範） 議長。

○議長（疋田俊文） 杉本教育総務課長。

○教育総務課長（杉本正範） それでは、5番目の新指導要領のポイントと実効性についてというところでお答えさせていただきます。

学習指導要領につきましては、平成20年から21年に大きな改訂がございました。生きる力の育成、基礎・基本的な知識・技能の習得、思考力・判断力・表現力などのバランスという理念に基づいた改訂でございます。平成27年には、道徳の教科化に向けての一部改正があり、答えが一つではない課題に子供たちが道徳的に向き合い、考え、議論するといった道徳教育への転換がございました。

そして、今回の改訂は、これまでの学校教育の実践や蓄積を生かし、子供たちが未来を切り開くための資質、能力を一層確実に育成するためのものです。知識及び技能の習得と思考力・判断力・表現力等の育成とのバランスを重視する現行学習指導要領の枠組みや教育内容を維持した上で、知識の理解の質をさらに高め、確かな学力を育成するものでございます。

ご質問の主体的、対話的で深い学びにつきましては、これまでにおいても、子供たちが主体的に学ぶことや、学級、グループの中で協働的に学ぶことの重要性は指摘されており、多くの実践も積み重ねられてきました。主体的、対話的に学ぶというアクティブラーニングを重視する流れは、こうしたすぐれた実践を踏まえた成果でございます。アクティブラーニング

につきましては、深まりを欠くと表面的な活動に陥ってしまうといった失敗事例もございます。深い学びの視点は極めて重要です。深まりの鍵となるものとして、それぞれの教科の特質に応じた見方、考え方であるとされています。どのような視点で物事を捉え、どのような考え方で思考していくのかというところを鍛えていこうというものでございます。

例えば、算数、数学科においては、事象を数量や図形及びそれらの関係などに着目して捉え、論理的、総合的、発展的に考えることとされています。例えば、サイコロを例にとりますと、目の数や形状などを捉え、単に目の出る確率だけを考えるのではなくて、見えない部分はどのようなのかとか、また形が立方体でなかったらどういうことなのかというふうに展開していくようなことと解しております。

見方、考え方を鍛え、子供たちが人生においてこの見方、考え方を自在に働かせられるようにすることが求められているものであると考えます。また、主体的、対話的で深い学びの具体的なあり方は、発達の段階や子供の学習課題などに応じさまざまであります。基礎的・基本的な知識・技能の習得に課題が見られる場合には、それを身につけさせるために、子供の学びを深めたり主体性を引き出したりといった工夫を重ねながら、確実な学習を図ることが求められるものでございます。

目に見える変化としましては、小学校の英語の教科化がございまして、このことは、学校現場にとっても喫緊の課題と捉え、現在、校長会や英語担当者会を行い、平成32年度の完全実施に向け検討を進めているところでございます。

また、プログラミング教育の実施などもございまして、県内でいち早く導入しましたタブレット端末は、このような教育を行う上でも適した教材でございまして、この教材が猫に小判、無用の長物にならないよう、教育委員会としても研修の機会を設けるなど、バックアップしていきたいと考えております。

以上です。

○福祉部次長（辰己 環） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 辰己次長。

○福祉部次長（辰己 環） 私のほうからは、障害者支援法に基づく自立支援給付と介護保険制度との適用関係ということで7つのご質問をいただいておりますので、回答させていただきます。

1つ目の、現在の障害者で65歳以上の人数ということでございます。65歳以上の方の障害者手帳保持者は、11月末の時点としまして、身体障害者手帳が607名、療育手帳が9名、精

神保健福祉手帳が 27 名の、合計 643 名の方が手帳の保持者ということになっております。

そして、2つ目、そのうちの介護保険の給付を受けておられる方ということで、これは、自立支援給付と介護保険を今併給されておられます方としましては、現在 5 名の方がおられません。

そして、3つ目の、障害者福祉サービスの利用の申請を受け付けた後、介護保険担当と連携してどのような決定をしているかということですが、介護保険担当と地域包括支援センター、そして担当ケアマネジャー、そして障害担当等と連携させていただきまして、必要な場合は地域ケア会議等を行いまして、支援を行えるようにということで対応させていただいております。

そして、4つ目の、介護保険の保険給付が優先されるという規定のところ、ガイドライン等を設けているかということですが、これは、法律的に介護保険サービスが利用可能な方であれば、介護保険サービスが優先されることを説明させていただきまして、介護保険の申請を行っていただき、そして介護保険のサービスを優先していただくように、障害をお持ちの方の本人さんの心身の状況などを判断させていただいて、障害サービス、介護保険サービスを利用いただいているところでございます。

それで、ガイドラインとしましては、西和 7 町で障害福祉サービスに係るガイドラインというのを設けておりまして、河合町も西和 7 町圏域の町と適切な運用に取り組んでいるところでございます。

そして、5つ目の、介護保険サービス計画では限度額超過になるケースというところで、併給はできるかというところですが、介護保険において、要介護 5 以外の方に関しましては、認定の変更申請などをしていただくよう指導させていただきまして、介護保険の介護度、介護サービスの給付の適正化を図っております。そして、介護保険の上限を超えるサービスの支給がございましたら、ケアマネジャー等からのケアプランを提出していただきまして、ご利用の状況、障害の特性、具体的な本人さんの利用意向などをお聞きさせていただきまして、訪問介護サービスの併給を行っているところでございます。

そして、6つ目の、自己負担の発生するということで、現行法で救済措置があるかとのご質問ですが、現行法に限りましては、そういう救済措置は現在ございません。

7つ目の、重度障害者の介護保険サービス利用についての取り決めや実態ということなんですけれども、重度の障害者の方を限定とした取り決めは、これも、今はないところでございます。

以上です。

○9番（西村 潔） 議長。

○議長（疋田俊文） 西村議員。

○9番（西村 潔） それでは、河合町の台所事情のシミュレーションもいただきまして、ありがとうございます。

これについては、概要を見ますと、非常に安定した財政、台所事情になるというふうに見受けられるわけですが、ただ、将来的なことについては非常に変化が激しいわけですが、ここの中でもう少し、今後、我々として、議会としてもそうですし、検討して、台所事情を本当にこれでいけるのかどうか、また変化しやすいわけですから。

ここで気がついたことは、人口動態というのは大体ほぼわかるわけです。それに基づいて、収入も大体わかってくるということで、ほとんど人口動態については予測がつかないということで、平成32年度と37年度、5年間の中で2年間だけちょっとついているわけですが、そうしますと、問題は、子供の数が減っていく中で、現在、認定こども園を開園したときの平成32年で20%、前年度より増えると。実数で64人が増えるわけです。ということは、1年齢で10人は、各年齢層で増えていくということですね。この根拠について、ちょっと説明を求めたいと思います。まず1点。

それから、起債については、28年度から、今、この公債費負担適正化計画というのを出さないといけない。これについては、中身をなかなかちょっと我々もよく理解していないので、今後、中身についての具体的な説明を求めていきたいと思うんですけれども、なぜこういうのを出すのかということについての観点も、18%あるので、先ほどの通常の起債では、その都度5月に県へ申請して、9月中旬に許可申請して、実質事業が完了したときに起債を行うというルーチンワークがあるわけですが、この18%を超えたときには、毎年9月中旬までに公債費負担適正化計画そのものを出すということになるわけですね。これは、単独で出すというふうな理解をさせてもらいたいと思うんですけれども、具体的にはもう少しどういう計画というのがあるのか、法律にのっとって出すということだと思ってしまうんですけれども。

それから、最後の、奈良県知事の同意のない地方債というのは、当然これは今からでも発行されるわけですが、ただ、国の施策の中に、要するに単独でやるわけですから、非常に負担が、国の交付税の中に対象に入らないとかいろいろ出てくるわけですが、そういう場合に議会に報告するということは当然のことだと思ってしまうんですけれども、こういうこと

は出てこないとは思いますが、出た場合に、今のシミュレーションでは出ないという前提になっているわけですが、出るということもあった場合に、これは個々の起債の案件を事前に事業として報告して、手続を行って、議会の確認を求めるのかどうか。ちょっとその辺が、ほかの事例があれば教えてほしいと思います。

それから、外国人の採用についてですが、今のところニーズはないということです。これはなぜかといいますと、インバウンドとして外国人とか、いっぱい影響が各地方に来ているわけです。河合町は、今のところALT 1名で対応するということから、これを職員さんとして捉えているわけですね。私の言っているのは、河合町の臨時職員も含めて、そういう人たちを雇うというニーズが今のところない、あるいはこれからもそういう計画的なところはやっていないというふうに認識するわけですが、ニーズというのは、河合町で行うニーズ、これからあればということですが、どんなニーズがあればどうするのかについて、説明をお願いしたいと思います。

それから、障害者の自立支援給付ですが、最初に窓口へ来るのは障害課のほうに来るわけですね。いきなり介護保険のほうへ行くわけじゃないわけですね。そうしますと、自立支援のための担当課から説明をして、介護保険のほうに行くと。地域包括を一緒にやるというふうに思うわけです。今までは単独で障害者のほうで給付をするということですが、今は、給付をする前に、そういうニーズの必要性とかということを第三者の相談員の方にレポートをつくってもらうということが起こるわけです。そのときに、例えば訪問介護が必要かどうか、いきなりケアマネさんに行くわけじゃないわけですね。その辺のところでは連携という意味がよくわからないんです。

障害者の担当の課の人から介護保険のほうに行き、そこでケアマネを立てさせるのかどうかです。その前にすべきことはあるんじゃないかと思います。その人の障害に必要な給付とはどういうものになるのかについては、介護保険と無関係に立てんといかんわけですね、介護保険以外の相談員がいるわけですから。立ててから障害のほうに行くかどうかということです。訪問介護があれば、当然介護保険で行くかどうかということです。その辺のところはちょっと明確でないわけです。

それから、介護保険で給付やった場合、負担が出てくるということ、それは何もなしやということですね。要するに、救済措置がないのに介護保険を使えということについての意味が、ちょっとその辺は制度として欠陥があるんじゃないかというふうに思うんです。それに対して、行政側は別に何も当然のことやから、それはもう負担してくださいよというふうになる

とすれば、これは障害者の自立支援法の意に反するんじゃないかということになりますよね。そういう場合は、もう介護保険を使わないと、障害者の給付で全部やりたいと言われた場合、どう対応するかどうかです。

それから、次に、新学習指導要領のポイントというんで、これはなかなか難しいポイントでございます。社会の動きが激しいわけですから、その激しい動きに対して、やっぱり教育というツールといいですか、教育という現場が対応していかないといけない、担っているわけです。そうすると、なかなか、例えば具体的にいろいろお話しされているわけですが、こういう社会の多様性を受け入れない体制をどうしていくかについては、やはり教育で少しでも対応していかないといけないわけです。社会がやってくれるわけじゃないわけです。民間は即座に対応します、いろいろな面で、生き残るためにやるわけです。行政はどういうふうに対応していくのか。環境づくりをするのは行政と教育委員会ですよ。

こういうふうな整備をどういうふうにしていくのかについては、恐らく今まで説明ではやっておられると思うんですけども、そういう具体的な、一方的な、画一的にやる教育から自主性を重んじる教育というのは、現場の先生は、非常にこれ、困ると思うんです。それを手助けするのは教育委員会、行政であると思うんですけども、そのところについて、どういう形で、今、これから後、2年、3年後に、将来に向かって大改革だと私は認識しておりますので、そのお考えを、具体的に現場でやるイメージ、それを持っておかないとなかなかできないと思うんです。その点について、もう一度説明をお願いしたいと思います。

○財政課長（上村卓也） はい。

○議長（疋田俊文） 上村財政課長。

○財政課長（上村卓也） 私のほうからは、公債費負担適正化計画、その具体的な内容ということで、まずお話しさせていただきます。

この分につきましては、平成28年度に本町の実質公債費比率が18%を超えたということで、既に県にも9月に提出をしております。内容といたしましては、今後の地方債発行に係る方針、それと、あと実質公債費比率が18%を超えた要因は何かというような部分と、あと、3つ目といたしまして、計画期間中における実質公債費比率の適正管理のための方策、どういったものがあるんだということと、あと、最後に、実質公債費比率の今後の見通しはどのようなふうな形になっているか、それと目標はどのようなことになっているかというようなところを、計画という表ではなく、年次計画というものではなく文章で提出するような形となっております。

もう一つ、知事の同意のない地方債の関係につきましては、先ほどちょっと説明させていただいて、わかりにくい部分があったのかなと思うんですけれども、同意のないというのは、まず、本町におきましては29年度から許可ということになりましたので、この分の対象からもう外れているということになります。18%未満の団体について、本来知事の同意が必要ですが、同意なしで、事前に議会に報告することによって地方債が発行できます。ただ、その地方債を発行する内容なんですけれども、公的資金、いわゆる国の財政融資資金とかにつきましては発行はできないと、同意が必要だということになります。この部分につきましても、ちょっといろいろその内容を調べておきまして、その事例というのが奈良県ではないんです。というのは、協議というものは行わなければいけなくて、その同意をしないで事前に議会に報告して発行できるという形になっておりますので、余り意味はないといったら変なんですけれども、そういう部分でちょっと前例がないということになっております。

以上でございます。

○教育総務課長（杉本正範） 議長。

○議長（疋田俊文） 杉本教育課長。

○教育総務課長（杉本正範） 外国人の職員のニーズというところなんですけれども、教育現場では、平成32年度から小学校で英語が教科化となるところでございます。今後の活躍の場が増加すると考えておりますので、将来的には、そういったALTに限らず外国人のネイティブな英語といいますか、そういうような方も必要ではないかと考えているところでございます。

それと、新指導要領なんですけれども、多様性を認める教育というのは、以前から道徳を中心に行われてきました。今までの知識や技能の習得だけには限らず見方や考え方とか、主体的、対話的な教育というのはこれから求められてくるところでございます。実際、そういうのをアクティブラーニングと呼ぶんですけれども、既に学校現場ではそれに取り組んでいるところなんですけれども、まだまだこれからといったところもございまして、今後はその辺を教育委員会としてもバックアップしていきたいと思っております。

社会の動きは確かに激しい時代でございますので、教育理念にもありますように、生きる力というのを子供に身につけさせていこうと考えております。

○福祉部次長（辰己 環） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 辰己福祉部次長。

○福祉部次長（辰己 環） 障害福祉担当の窓口へ相談、そして介護保険の利用というところで、

自立支援給付に関しまして、まず初めに障害担当の窓口へ来られます。そのときは、65歳になられる方、そこまで利用されている方と初めて来られる方で対応は違ってくると思うんですけれども、初めて来られる方に対しましては、介護保険が優先しますということで、介護保険のほうへ申請をお願いしますということで説明はさせていただきます。それで、障害サービスを65歳までに利用されておられる方にも、これは介護保険と障害サービス、同じようなサービスだったら介護保険が優先しますよということはお案内します。

そして、いや、そうじゃなくて、その方の状況とかいろんな状態を見まして、介護保険のサービス以外の障害サービスでなければいけないということもございますので、そういうところがありましたら、その担当の事業所さんとか包括とか障害の担当等と連携して、その方に介護保険以外の障害サービスを利用していただくことが可能かどうかというのを判断させていただいて、併給ということになるように、今、対応させていただいているところでございます。

そして、介護保険を利用したくないと、障害サービスだけをしたいということをおっしゃる方も、もちろん中にはおられるとは思いますが、そういう場合は、やっぱりそういう法律的に介護保険が優先しますよということで説明させていただいて、介護保険にないものは、先ほど言ったように、そういう障害のサービスもありますよということで強く説明していくところでございます。

以上です。

○総務部次長（木村光弘） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 木村総務部次長。

○総務部次長（木村光弘） 外国の方の採用で、どんなニーズがあれば採用していくのかというようにご質問だったと思います。

先ほど教育総務課長もおっしゃってございましたことも一例でございますが、そのほかにも、当然移住・定住の外国人とか、また、あと観光に来られる外国の方とかが多くなれば、当然それらを受け付けるような窓口的な業務などを、今後、それだけ高まってくれば考えているようなところでございます。

○9番（西村 潔） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 西村議員。

○9番（西村 潔） 住民の視点からしますと、やっぱり財政をきっちりやっていくという視点があると思うんですけれども、なかなか理解が難しいところがあるんです。そういう点で、

先ほど質問の中にも入れましたけれども、住民にわかりやすい財政状況の報告とか、理解を高めてもらうためのそういう仕組みづくりを、やはりこれからしていただきたいと。それから、財政シミュレーションも、これも定期的にお願ひしたいと思います。

それから、福祉については、やっぱり負担を強いるという場合は、当然法律的に従ってやるということですが、やっぱり行政としては、それをどういう形で福祉の負担分を補助していくかということも、それは行政が考えるべきことやと思うんです。そうすることで、国の制度とマッチングしていくということをしていかないといけないと思うんですけれども、一方的に介護保険を使いなさいということも国も言うてはいけないと言っているわけですから、それはちゃんと制度としてやっていかないといけないというふうに思います。

以上ということで、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（疋田俊文） これにて、西村議員の質問を終結いたします。

次、1時半から再開します。

休憩 午後 0時08分

再開 午後 1時30分

○議長（疋田俊文） 再開します。

◇ 森 尾 和 正

○議長（疋田俊文） 4番目に、森尾和正議員、登壇の上、質問願います。

○7番（森尾和正） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 森尾議員。

（7番 森尾和正 登壇）

○7番（森尾和正） 7番、森尾和正が通告書に基づいて質問いたします。

1番、財政について。

河合町は、2016年度決算で実質公債費率が19%となり、町が地方債を発行して借金する際に県の許可が必要な起債許可団体に転落しました。町は財政再建のため、財政健全化計画を

立っていますが、経常収支が100%を超え、今後数年は100%を超える見通しですが、この状況は健全とは言えません。本庁舎耐震工事費用約5億円、第2小学校の改修工事費用、県水道直結による旧タンクの除去、新タンク、本管の建設工事費用が約10億円などのお金がかかります。これからこういうことがずっと続きます。

また、工事の未払い代金3,000万の返済、水道会計からの借り入れの4億円の返済、人口減による収税減、地方交付税の減少など、ますます厳しい状況が続きます。そして、住民サービスの削減も案として取り上げられています。全ての事業において、抜本的な見直しが必要だと思います。町の考えをお聞かせください。

財政調整基金について。

災害などのために必要な財政調整基金は全国的には増えています。ところが、河合町はずっと4億円を維持していましたが、現在は2億7,300万円にまで減少しています。この状況では、災害時などいろいろな急な事故などにおいて、いろいろな事態において安心・安全を守ることができるでしょうか。町の考えをお聞かせください。

3番、認定こども園について。

財政状況が厳しい状況において、認定こども園建設事業費は、事業費や経費の安くつく民間委託や他町村の安い建設費の例を参考にしましたか。

12月4日に認定こども園建設用地の現場へ視察に行ってきました。それで感じたのは、園児のことを考えていない設計事務所の言うとおりの設計だと感じました。階段が17段もあり、雨の日もあるのに、幼児が毎日通うには無理があります。また、送迎バスや一般の車も下の駐車場から歩くというのは無理があります。

自分自身も子供の保育所の送り迎えを経験しています。小さい子を連れていくというのはどのようなものか、もっと考えるべきです。場所の選定も自然環境がよいということですが、山林では建設費も高くなり、虫や蛇とかいろいろなものも出ます。子供のことを考慮して、一から抜本的に考える必要があると思います。

4番、町民プールについて。

平成29年度は、町民プールが故障のため第1小学校を利用しましたが、一時的なことであれば仕方ありません。しかし、いい状態ではありません。財政が厳しい状況ですが、町民のためにいろいろな方法を考えるべきです。今後、どのようにされるつもりですか。

町バスについて。

地域の活性化のために一生懸命に頑張っているいろいろな団体が、町バスを利用して地域活動

を頑張っています。例えば、ボランティア団体のいきいきサロンは、家に閉じこもりのお年寄りを皆で支えながらいろいろなところへ連れていき、閉じこもりのお年寄りに喜んでもらっています。いろいろな方法を考えてこれは続けるべきです。今後の町バスの運営はどのように考えておられますか。

質問があれば自席にてさせていただきます。

○財政課長（上村卓也） 議長。

○議長（疋田俊文） 上村財政課長。

○財政課長（上村卓也） 私のほうからは、1つ目の財政について、それと、2つ目の財政調整基金についてということでお答えさせていただきます。

まず、1つ目の財政についてということですが、平成28年度の経常収支比率が102.9%、対前年度3.3%上昇しており、これは人件費などの減少により経常歳出総額で3,600万円減少したものの、地方交付税や交付金などの減少により、経常歳入総額が1億8,000万円と大幅に減少したことによるものでございます。

比率の上昇にあわせて町の財政状況も大変厳しく、決して健全とは言えない状況ですが、福祉や教育など一定の水準を保ちながら、将来を見越した重要な施策や事業は着実に進める必要があると考えております。このことから、現在、健全化による歳出削減と並行しまして、人口減少対策による活性化と増収を進めることで町財政の早期改善に努めているところでございます。

なお、住宅改修に係る未払い額につきましては、今議会の補正予算と平成30年度当初予算で返済する予定をしております。また、平成16年度末に水道事業会計から繰り入れました4億円につきましては、計画どおり平成31年度から8年間で利子相当分を加算して繰り戻す予定をしております。

次に、2点目でございます。

財政調整基金についてということですが、本町の財政調整基金残高は、平成16年度以降4億円を維持してきましたが、平成28年度の地方交付税や地方消費税などの一般財源の大幅な減少に伴い、財源確保のため一部を一般会計に繰り入れたことで残高が2億7,300万円となっております。

住民の皆様の安心を守ることは最大の責務であると考えており、そのためには、基金残高の確保とあわせて避難場所となる公共施設の耐震化や防災設備の整備など、必要な事業を進めることも大きな課題であると考えております。

今後、できるだけ早く町財政の健全化を図り、基金を確保することで住民の皆様に不安を与えることのないよう努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○認定こども園準備室長（佐藤桂三） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 佐藤認定こども園室長。

○認定こども園準備室長（佐藤桂三） 私のほうからは、3つ目の認定こども園についてお答えさせていただきます。

県内の市町村や先進市町村より多くの情報をいただいております。特に、既に認定こども園を実施運営されている市町村には、建築費などに限らず運営面の実態など、さまざまな情報をいただいております。それら課題などを踏まえ、今後認定こども園を実施される市町村も含め、研修会などを実施しております。

各市町村におかれましては、就学前の教育と保育の実施形態にはそれぞれの考え方や特徴があり、本町としましては、公立、私立それぞれの長所や受け持つ分野があると考えており、就学前教育・保育として公立の認定こども園と私立の施設の配置が望ましいと考えております。

運営費については、私立に委託するほうが軽減できることは認識しており、公立におきましては、まず子育て支援の一環として全ての町民に均一なサービスを提供するということが大前提であり、その中で、教育・保育の充実についても当然であります。そのほか特別支援などへの加配配置や看護師など専門職の配置、地域の子育て支援の拠点となる事業展開を実施することが行政の義務であると考えております。開園後におきましては、さらに公立、私立の特徴を生かした共存共栄という観点で、町域における子育て行政の充実を図ってまいりたいと考えております。

次に、建築費の比較についてであります。建設時期や建物構造、階数などを含めた立地条件が合致して初めて比較できるものであります。先日のタウンミーティングでもご意見いただきましたが、建築費については隣接町が約7億円、本町が約10億円となります。建物の構造や面積などは異なりますが、建設時期がほぼ同時期である隣接町の実施設設計の成果を参考までといたしまして、延べ床面積など施設規模の違いにより本町の事業費のほうが高くなっておりますが、平米単価に換算した場合、本町が平米当たり約3,000円安価となっております。

次に、階段の課題につきましては、利便性の面におきましては平坦で接しているほうが望ま

しいことから、設計段階におきまして子供に与える影響などに関し、2階建てで認定こども園を運営されている先進市町村の担当者、先生方や保育士の意見を参考としております。

内容といたしましては、計画を平屋建てにしたことにより、階段を使用するのは登園、降園、野外活動のみであり、園舎内での上下の動線はなくなりましたが、園舎への進入経路の階段に対する課題であります。

通園バスの利用対象となる3歳児以上は自力で階段を使用することに問題はなく、2歳児については登る際は手すりを使用し、下りは保護者などと手をつなげば問題ないとのことあります。ゼロ、1歳児については保護者の方が抱っこし、複数のお子さんを預けられる場合や乳母車を使用される方は、スロープを利用していただくこととなりますが、先生方のこれまでの経験においては、階段やスロープの利用により保護者や子供に与える影響はほとんどないとの結論に至りました。

次に、通園バスの乗降場所の課題につきましては、利用対象者は3歳児以上を計画しておりますが、議員現地説明会にてご指摘いただきましたとおり、子供への負担は相当であると考えております。この課題に関しましては、これまで再三協議を行ってまいりましたが、園舎の前を通園バスの乗降場所とした場合、保護者の方の駐車スペースについても園舎に近接する場所に設ける必要があります。現在のスポーツ公園駐車場を併用する計画としておりましたが、ご指摘いただきました子供への負担などを考慮し、通園バスの乗降場所の問題と同様に保護者の方の駐車場の問題とあわせて再度協議を行います。

次に、立地条件による害虫や蛇などの小動物に対する対策としましては、計画地が周辺の土地より高くなっていること、また園舎を四方囲むことで害虫や蛇などが園舎や園庭へ進入することを防ぎ、二重により対策を施す形となっております。

なお、子供が園舎の外周に立ち入るケースといたしましては、緊急避難時のみを想定しており、不測の事態の対策についても細部に配慮しております。

以上でございます。

○保健スポーツ課長（中野典昭） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 中野課長。

○保健スポーツ課長（中野典昭） すみません、それでは、今後の町民プールについてというご質問でございますが、平成30年度の町民プールについては、町民プール運営委員会を開催して、委員さんの率直な意見を聞きながら、来年度の町民プールを、開園、休園、また違った方法で住民サービスができるようにいろんな方法を検討したいと考えておりますので、ご理

解よろしくお願いたします。

○総務部次長（木村光弘） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 木村総務部次長。

○総務部次長（木村光弘） 町バスの今後についてのご質問にご回答させていただきます。

今日まで町バスは、住民サービスの充実を図るための施策としまして、各種補助団体等に年1回無料で使用許可を認めているところではありますが、当バスは21年間の運行による車両の老朽化が進む中、維持補修等の諸経費が増加しているところでございます。また、現在の厳しい財政状況の中、車両の更新は多額の経費が必要となるため、困難な状況でもございます。さらに、今年度におきましては、現運転手が定年退職のため、新たに大型免許を取得している者を確保することが必要となってきます。

このような状況を踏まえ、8月に実施した各種団体、80団体からのアンケート結果の意見も参考にしながら、現在町バスの運行について幾つかの選択肢を検討しているところでございます。もう少し時間をいただきたいと思いますので、ご了承のほどよろしくお願いたします。

○議長（疋田俊文） 森尾議員。

○7番（森尾和正） 議長。

1番の財政ですけれども、公共施設の使用料の減免廃止、住民サービスの廃止が健全化計画に入っていますが、こういう計画を全部実行しての数字ですか。

それと、財政調整基金ですけれども、人口減少が原因で地方交付税と住民税とかが減って1億3,000万減って、基金4億円を維持していましたが、その分使ったんで2億7,000万に減ったということですが、今後3年先にまた国勢調査があります。町のシミュレーションで出たのでは、やっぱりまた今までと同等の人口が減るような計画ですので、さらにまた1億3,000万以上もっと減ると思いますので、その辺の計画は健全化に入っていますか。

認定こども園ですけれども、認定こども園の設計に当たって、設計業者にはどのような要望をしましたか。建設事業費のこととか、利用環境、利便性、どのように事業者に要望したか教えてください。

それと、町民プールですけれども、財政健全化計画表には、場所を変更して実施する方向で検討するとなっていますけれども、もうちょっと具体的に教えてください。

それと、町バスは、今の町バスは年数が古いし、運転手の人が定年退職ということですがけれども、そこはやっぱりこれだけボランティアの人が地域の活性化のために頑張っているんで

すから、町バスの値段でしたら経費も含めてもうちょっと小型のにするとか、何とかそういうことを考えて今の方向にさせていただきたいですけれども、お答えください。

○財政課長（上村卓也） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 上村財政課長。

○財政課長（上村卓也） まず、財政の関係で、健全化計画というところで、その中に公共施設の減免の廃止などが含まれているかということでございますが、公共施設の使用料減免という部分につきましては計画の中に入れさせていただいておりますが、今後、関係団体の皆さんとかの意見を聞きながら、協議して最終的に決定してまいりたいというふうに考えております。

あと、健全化計画において、人口減少がしているという部分ですが、本町における健全化計画につきましては、人口問題研究所というところの将来推計をもとに算出をしております。当然、人口につきましては減少していくという形で、それに伴う町税、また交付税、医療費などについて試算をしているところでございます。

以上でございます。

○認定こども園準備室長（佐藤桂三） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 佐藤室長。

○認定こども園準備室長（佐藤桂三） 設計協議における業者への指示事項ということで、金額と子供の利用環境というところですが、設計打ち合わせにおいては、まず、設計業務範囲の伝達や理想とする施設規模や施設配置などの基本的事項について指示を行いました。金額につきましては、金額を提示することで設計においてコスト削減が図れないおそれもあることから、設計業者に対しては正式な金額は公表せず、設計会社より基本設計業務におけるおおよその概算工事の報告がなされた時点で町の希望額の提示を行いました。

子供への利用環境につきましては、設計会社を決定する過程においては、さまざまな評価項目を与えておりますが、本業務に当たる理解度、また設計上の工夫などが最も重要となることから、幼保連携型認定こども園が周辺環境との調和や地域の保護者及び幼児がより安心・安全に利用できる施設として整備することを踏まえた設計上の工夫ということを評価テーマとして、周辺の環境及び地域特性に考慮した検討方針、就学前の子供に幼児教育・保育を一体的に行う機能についての検討方針、地域における子育て支援を行う機能についての検討方針、以上の3つの評価テーマを与えました。

また、契約後の設計会社との打ち合わせにおいては、利用環境における課題や特性を洗い出

し、それぞれの問題解決に向け、協議の場には先生方にも必ず参加していただき、基本設計の骨格をまとめたものであります。

以上です。

○福祉部長（門口光男） 議長。

○議長（疋田俊文） 門口部長。

○福祉部長（門口光男） プールの場所の変更も含めてということでございますが、現在、プール運営委員会については、町民プール運営委員会を設置し、今後の方向性について検討を重ねているところでございます。検討結果をいただくべく、現在、日程調整を行っているところでございます。委員会の意見を踏まえて、現在のプールを整備して継続すべきか判断してまいりたいというように考えております。もう少しお時間を賜りたいというように考えます。以上でございます。

○総務部次長（木村光弘） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 木村総務部次長。

○総務部次長（木村光弘） 町バスについての、小型にしても、何とか方法を考え続行してほしいという回答でございますが、当然、先ほども言いましたように幾つかの選択肢、厳しい選択肢でもありますが、また新しくバスを取り入れる。または、バスのかわりにマイクロバスとか、今のバスを修繕して続行する等、いろんな方向も考えております。当然、費用対効果も考えながら、また公正公平な負担割合等も、いろいろそういうような方向も全て今のところ選択肢に入れながら、検討しているところでございますので、先ほども言いましたが、もうしばらくお時間をいただきたいと思います。以上でございます。

○7番（森尾和正） 議長。

○議長（疋田俊文） 森尾議員。

○7番（森尾和正） やっぱり税金、全ての財政が厳しいためにやっぱり人口減少対策が大切なので、人口減少対策に取り組んでいると、今、財政でおっしゃいましたが、どういう対策に取り組んでおられますか。

それと、2番目の財政調整基金。このたび、ごみの焼却炉の緊急修理がありました。こういうのは、財政調整基金からいつときは捻出するんですか。

それと、認定こども園。子供というのは、僕も保育所送り迎えしましたけれども、2人送っている子もいました、親がね。せやから、そういうときには、雨の日は大変でしたけれども

そういうことは考えられましたか。

それと、町民プール。今、検討委員会でいろいろおっしゃってくれましたけれども、一つの案として、建設費の問題でどうしてもならん場合は、県の第二浄化センターのプール利用の割引券を出すとか、いろんな案を、もっといろんなこともあると思いますが、どう思われますか。

町バス。これもお金のかかることですが、やっぱり地域活性化のためボランティア団体も一生懸命頑張っていますので、ある程度の、最低限の受益者負担で、最低限の経費ぐらいもらうということでも、何とかしてでもそういう方法も考えて、町バスの運行はしたらどうですか。

○財政課長（上村卓也） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 上村課長。

○財政課長（上村卓也） 私のほうから、人口減少対策、具体的な内容ということでお答えさせていただきます。

本町で今取り組んでおりますのが、すみません、都市計画の見直し、また町有地を活用した宅地開発、認定こども園の整備などに取り組んでいるところございます。

以上です。

○認定こども園準備室長（佐藤桂三） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 佐藤室長。

○認定こども園準備室長（佐藤桂三） 雨天時の対応ということなんですけれども、現地説明会のときにもいろいろご意見いただきました。現在はスロープの屋根の設置という部分の中で検討、協議を行っているところでございます。

○総務部長（福井敏夫） 議長。

○議長（疋田俊文） 福井部長。

○総務部長（福井敏夫） 先ほどちょっと1点ございます。ごみの緊急修理の件でございます。

これにつきましては、当然補正を上げさせていただく時点で、何らかの財源措置というものが必要になります。その財源につきましては、例えばその修理に係る地方債であるとか、いろんなものを探すわけでございます。ただ、どうしてもない場合につきましては、最終的には一般財源の持ち出し、例えば基金の取り崩しであるとか、税が増える見込みであれば税を充てるとか、その辺で財源の調整を行うものでございます。

○福祉部長（門口光男） 議長。

○議長（疋田俊文） 門口部長。

○福祉部長（門口光男） 町民プールです。浄化センターを利用してはどうかというところがございます。

実は、第2回の町民プール運営委員会の折、各小中学校のPTAの保護者の方から、県営プールの利用補助券を発行したらどうかというご意見を賜っております。そうしたいろんな意見を踏まえ、町として判断してまいりたいというように考えますので、少し時間を賜りたいというように思います。

○総務部次長（木村光弘） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 木村総務部次長。

○総務部次長（木村光弘） 町バスについての受益者負担を取ってもというような形のご質問だったと思います。

当然、先ほども言いましたように、幾つかの選択肢の中にそれも含まれての検討をしているというところがございます。アンケートの折にも、80団体のうち、そういうような形で別に負担をしてもいいんじゃないかという団体も半数、50%以上を超えているというところもありますので、それらも踏まえながら当然検討していきたいと思っておりますので、何度も言いますが、もうしばしお待ちいただけるようお願いしたいと思います。

○7番（森尾和正） 議長。

○議長（疋田俊文） 森尾議員。

○7番（森尾和正） 財政ですけれども、今年度予算では人口減が500人ぐらいで、地方交付税とかですか、1億2,000万ほど減りました。

ところが、次の国勢調査は3年先です。この町の人口シミュレーションでは、平成27年度に1億8,000万の人口でした、国勢調査。ところが、2020年度は1万7,600人ということは、900人減ることになりますね。これでは、税収及び地方交付税なんかはどのぐらい減収になりますか。

2番、先ほどごみの焼却炉、1,800万、緊急修理の費用は財政調整基金と聞きましたが、補正予算なりいろんな方法を考えてと今おっしゃいましたけれども、これは、修理した時期はいつですか。

それと、認定こども園。平米単価はよそより安いとおっしゃいましたが、広陵なんかの定員数は同じです。ほな、定員数で同じような広さにしたらいいの違いますか。その辺、もう一回お答えください。

○企画部長（澤井昭仁） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 澤井部長。

○企画部長（澤井昭仁） 人口と地方交付税の関係なんですけれども、確かに議員おっしゃるように、人口が増えれば交付税が増える、人口が減れば交付税は減るという関係にはあるんですけれども、一つ注意しなければいけないのは、国が今の1億2,000万人の人口が1億人になると。1億人で下げどめようという方針を持っております。それでもって、経済は成長させようということですので、ここの2020年の1万7,600余につきましては、地方創生総合戦略をつくる際の人口ビジョンをもとにつくっておりますので、そういう観点からいけば、税金あるいは地方交付税は減らないということになるかと思えます。ですので、人口は減っておりますが、税収は減らないという前提で試算しております。

○住民生活部長（堀内伸浩） 議長。

○議長（疋田俊文） 堀内部長。

○住民生活部長（堀内伸浩） ごみの焼却場の修理についての実施時期ということでお答えさせていただきます。

まず、29年度の一般会計補正予算に衛生費、塵芥処理費として1,800万の増額についてお願いした件について、今年度当初予算で予定しておりましたバグフィルターのろ布交換に伴う排気ガス設備の点検作業におきまして、燃焼用熱交換器、電気計装部品等の作動不良が確認されたことから、緊急の修理が必要となったものであります。これらが故障に至った場合、焼却炉運転が長期停止に追い込まれることから、バグフィルターのろ布交換と並行しまして8月末に緊急で修理を行いました。

緊急性を重視する余り修理を先行して実施し、おくれて今回補正予算を計上するという不適切な会計処理を行ったこと、また、今議会、総務委員会におきまして説明が不足したことにつきまして、深くおわび申し上げます。今後、このようなことが生じないよう検証組織を立ち上げ、その原因、対策について検討し、再発防止に努めてまいりますので、ご理解よろしくお願いいたします。

○認定こども園準備室長（佐藤桂三） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 佐藤室長。

○認定こども園準備室長（佐藤桂三） 隣接町の延べ床面積は約1,800平米であり、河合町は2,400平米であります。

以上です。

○7番（森尾和正） 議長。

○議長（疋田俊文） 森尾議員。

○7番（森尾和正） この町の健全化計画では、平成33年度に早期健全化団体寸前の実質公債費比率が22.2という表が出ています。いろいろな人口減対策も厳しいですし、いろんな借金もありますし、これからいろんなお金を考えていくと、この実質公債費比率22.2は守れますか、これを超えるおそれはありませんか。

それと、認定こども園ですけれども、新しくできたときには今の年度より84人増えるようになっていますけれども、これはどういうところから数字が出てきましたか。

○財政課長（上村卓也） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 上村財政課長。

○財政課長（上村卓也） すみません、実質公債費比率、平成33年度、22.2%までいくと。それを超えることがないかという質問でございます。

実質公債費比率につきましては、将来の事業計画、それをもとにそれに対する交付税の算入とか、そういうことをもとに計算をしております。ただ、毎年しなければいけない事業というのが出てきた場合には、それを丸込みながら実施していくこととなりますが、基本的に22.2%を超えることはないというふうに考えております。

○認定こども園準備室長（佐藤桂三） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 佐藤室長。

○認定こども園準備室長（佐藤桂三） 子育て世代の方々が望んでおられる保育室や園庭など十分な施設面積が確保され、環境に恵まれた良好な教育・保育環境の充実が実施できますので、また、以前からの町の懸案事項でもあります通園バスの運行や給食の提供など、利用者のニーズも配慮しておりますので、児童数の確保はできると見込んでおります。

○7番（森尾和正） 議長。

○議長（疋田俊文） 森尾議員。

○7番（森尾和正） 約3年ほど前にある住民の人から、子供のために使ってくださいと1億円の寄附がありました。子供のためというのは、幼稚園、保育所、幼児です。それと、小学生、中学生いろいろありますから、どのように使われていますか。また、使われていないのであれば、今後どのように使われますか。

それと、ごみの緊急修理1,800万ですけれども、今、ちょっと謝られましたけれども、これは本来なら終わっているんですね。せやから、本当言うたら専決処分が妥当と思いますが、

もう一遍お答えください。

○財政課長（上村卓也） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 上村財政課長。

○財政課長（上村卓也） 寄附に関する質問に対してお答えさせていただきます。

平成25年5月に1億1,260万円の寄附を受けております。それ以降、25年度に1,260万円、また27年度に1,000万円、28年度1,000万円、それぞれ小学校、中学校、幼稚園の、例えば施設の維持補修費や図書購入、また教育備品の整備などに使用しております。

以上でございます。

○住民生活部長（堀内伸浩） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 堀内部長。

○住民生活部長（堀内伸浩） 当然、予算を確保してということになりますので、専決処分あるいは補正予算ということで考えております。

○議長（疋田俊文） 森尾議員。

○7番（森尾和正） 議長。今、財政でこの1億円の寄附は、幼児とか、小学校、中学生にいろいろ修理に使われてとおっしゃいましたが、今残っている金額はどういうふうに使おうと思われていますか。

○財政課長（上村卓也） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 上村財政課長。

○財政課長（上村卓也） 現在、28年度末ということになりますけれども、基金残高8,749万3,000円となっております。この部分のうち、7,000万円につきましては認定こども園の整備ということで考えております。その一般財源への充当ということで考えております。

○7番（森尾和正） 議長。

○議長（疋田俊文） 森尾議員。

○7番（森尾和正） ちょっと聞こえにくかったんですけども、8,700万ほど残っているのに認定こども園に7,000万ですか、もう一遍お答えください。

○財政課長（上村卓也） はい。

○議長（疋田俊文） 上村財政課長。

○財政課長（上村卓也） 28年度末残高8,749万3,000円で、認定こども園に7,000万ということでございますが、この基金につきましては、施設の改修や設備の充実などに使用をさせていただいているところでございます。

各施設につきましては、今後の方向性を視野に入れながら整備しておりますが、施設の整備時期というのが異なってきます。そのため、どこの施設に幾らという、均等に割り振るということは非常に難しい部分がありますので、その部分につきましては、町としては各施設につきまして分け隔てなく整備する必要があるというふうに考えております。施設の整備が必要な部分につきましては、国費などほかの財源を確保しながら実施してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○総務部長（福井敏夫） 議長。

○議長（疋田俊文） 福井部長。

○総務部長（福井敏夫） すみません、補足説明させていただきます。

今現在、28年度末、8,700万残っております。当然、7,000万につきましては、認定こども園の整備の財源ということで、認定こども園の一般財源部分に充当させていただく予定でございます。そのほか、残り分につきましては、今後また学校等の施設整備等に使用させていただこうと考えております。

以上です。

○7番（森尾和正） 議長。

○議長（疋田俊文） 森尾議員。

○7番（森尾和正） せやけれども、やっぱり子供らというのは小学校、中学校もあるんですし、3等分に、本当言うたら3,000万ずつするのが普通だと思いますけれども、どう思われますか。

○総務部長（福井敏夫） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 福井部長。

○総務部長（福井敏夫） 一応、必要なところに必要な分ということで考えております。当然、歳出は、必要なところに必要な事業をやりながら、その財源として活用させていただきます。それにつきましては、当然国庫なり、地方債なりも使わせていただいて、その上での残りが出た一般財源部分に充当させていただくというところですので、全部の学校に均等という考えはちょっと苦しいものがありますので、それなりに使わせていただいております。

○7番（森尾和正） 議長。

○議長（疋田俊文） 森尾議員。

○7番（森尾和正） ちょっとわかりませんけれども、国庫とかいろんなものを利用すると

おっしゃいますけれども、別に無理に使わんでも3等分して、あと残ったのは、小学校、中学校が要るようなときに置いといてもいいの違いますか。

○総務部長（福井敏夫） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 福井部長。

○総務部長（福井敏夫） すみません、もともとが寄附を受けたのが、1億1,000万程度の寄附をいただいています。そのうちの7,000万は、もともと寄附をいただいた時点で、それなりの財源ということで考えておりまして、残りの分については、基本的に小中学校、幼稚園に使わせていただいているところでございますので、その辺ちょっとご了承のほうよろしくお願ひします。

○7番（森尾和正） 議長。

○議長（疋田俊文） 森尾議員。

○7番（森尾和正） はい、議長。

いろいろこの厳しい状況下では、一つ狂ったらちょっと危ない状態ですので、この状況では、いろいろな保険料の値上げなどは予定には入っていますか。

○総務部長（福井敏夫） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 福井部長。

○総務部長（福井敏夫） 財政の収支見通しのお話だと考えます。

今、保険料のお話ですけれども、保険料につきましても、例えば国保税であるとか、介護保険料であるとか、全て特別会計というところで処理をしているものでございます。ですので、今、収支見通しのほうに普通会計、一般会計がメインなんですけれども、それしか計上していませんので、そこの保険料負担の部分については別会計ということでご了承願ひします。

○7番（森尾和正） 議長。

○議長（疋田俊文） 森尾議員。

○7番（森尾和正） それは別会計ですけれども、本体のほうやっぱり厳しくなったらそういう場合もあるし、水道会計のほうも、特別会計は別会計やったら本当は使ったらあきませんのに使っているし、やっぱり厳しい状況で保険料の値上げが予定されているの違うかといううわさもありますし、その辺、もう一遍お答えください。

○総務部長（福井敏夫） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 福井部長。

○総務部長（福井敏夫） すみません、先ほどちょっと説明が足らず、申しわけないです。

例えば、特別会計でやります国保税であるとか、介護保険料であるとか、それについては全て特別会計の中で収支を図るものですので、一般会計に影響はないことから、今現在の収支見通しの中には反映させていないということでございます。

○議長（疋田俊文） 森尾議員。

○7番（森尾和正） とにかく、町民のために健全化に取り組んで、住民サービスをできるだけ切らないような方向で、歳出の削減を頑張ってもらいたいと思います。

これで、一般質問を終わります。

○議長（疋田俊文） これにて、森尾和正議員の質問を終結いたします。

◇ 池 原 真 智 子

○議長（疋田俊文） 5番目に、池原真智子議員、登壇の上、質問願います。

○8番（池原真智子） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 池原議員。

（8番 池原真智子 登壇）

○8番（池原真智子） 議席番号8番、池原真智子のほうから一般質問をさせていただきます。

大きく1つ目に、町の災害対策にかかわってお尋ねします。

午前中からもいろいろ出されておりますが、ご承知のとおり、この10月に起こった台風21号は河合町にもさまざまな被害をもたらしました。幸い人命まで脅かすまでには至らなかったものの、それに近いぐらいの恐怖や不安をもたらしたのではないのでしょうか。

とりわけ、高齢のひとり暮らしや障害をお持ちの方々のお気持ちはより大きかったのではないだろうかと推察され、私たち以上に怖い思いをされたものと考えます。だからこそ、災害時は迅速さの中にも丁寧で一人一人に配慮した対応が求められると思います。もちろん、これらは日ごろからの支え合い、きちんとした災害対策、それに基づくシミュレーションがあって初めて実現できるものではないのでしょうか。

ところが、台風21号の際、予想以上に混乱が引き起こされたと聞いています。避難指示がきちんと伝わらなかったとか、誘導や避難場所での混乱など、それぞれの関係団体の方々は一生涯懸命取り組んでいただけたけれども、とにかく初めての経験ゆえにうまくいかなかったことがたくさん起こったようです。一步間違えば、命にもかかわっていたかもしれないとい

うことを考えれば、今このときにこそ、これまでの災害対策を現実に即した形で見直すべきだと思います。その意味では、先日の体験を貴重なものとして捉え、本当に住民への被害を最小限にとどめていける計画をつくっていかねばなりません。

町の地域防災計画を初め、災害対策本部の役割やハザードマップなど先日の総括をきちんと行い、見直しをするべきだと思います。こうしたことを踏まえ、次の質問にお答えください。

①災害予測や避難指示などの方針は、誰が、どこで、どのように決めるのですか、教えてください。

②そこでの決定事項に基づき、町の最終の判断はどのように出されるのですか。その上で、住民への指示、伝達は、どこで、誰が、どのように決定し、出されるのですか。

③そうした指示のもと、住民にはどのような形で伝達され、誘導などは、誰が、どのように行うのですか。

④これらを踏まえ、台風 21 号の際には災害弱者や住民にはどのように対応をされたのですか。

⑤そのときの反省点、混乱した点、改善すべき点はありましたか。あったとすれば、具体的に明らかにしてください。

⑥防災計画、災害対策本部、ハザードマップなどの見直しも含め、今後の方向性をお示してください。

大きく 2 つ目に、防災無線についてお聞きします。

言うまでもなく、町の防災無線はきのう 12 月 11 日からアナログ放送からデジタルに変更されました。これまでの戸別受信機はそのため利用できなくなりました。新たな戸別受信機の設置予算が削減されたため、屋外受信機でしか町からの放送は聞くことができません。しかし、このたびの台風 21 号の際の避難指示などで戸別受信機が最も大きな役割を果たしたのではないのでしょうか。あの台風のさなか、屋外受信機での放送はほとんどといっていいほど聞こえず、戸別受信機が、ある意味、命綱になったと言っても過言ではなかったと思います。

とりわけ、高齢者や障害をお持ちの災害弱者と言われる人々にとって何より必要な情報伝達方法だと考えます。必要な情報が、住民はもとより、何よりも必要としている人たちに届ける手段として、そして緊急の場合の伝達手段として戸別受信機は不可欠です。そうした立場から次の質問にお答えください。

①この 10 月の台風の際、災害情報や避難指示など、住民への情報伝達、広報はどのように

なされましたか、教えてください。

②住民を初め特に支援を必要とされている人にとって、町からの情報を収集する手段、とりわけ緊急を要する場合、どのような方法が有効だと考えますか。

③災害時はもちろん、そのほかさまざまな情報を周知する場合、防災無線が最も早い伝達方法ではないでしょうか。ところが、アナログからデジタル放送に切りかわったことで、今までの戸別受信機が使うことができなくなり、住民や要援護者にきちんと情報が伝わらないといった事態が起こりかねません。戸別受信機がなくなった場合、住民にとってどれほど不便で不安なのかを町としてきちんと意見をまとめ、検証する作業が求められていると思います。見解をお示してください。

④どちらにせよ、災害時はもちろんのこと、平時であったとしても、今のままでは住民にきちんと情報が伝わらないという事態が起こりかねません。今後の方策を明らかにしてください。

再質問は自席にて行います。

○安心安全推進課長（阪本武司） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 阪本安心安全課長。

○安心安全推進課長（阪本武司） それでは、ご質問の災害対策、防災行政無線についてお答えさせていただきます。

まず、災害予測、避難指示、どのように決定されるかというところでございますけれども、まず大雨や洪水に関します気象警報が発令された時点で災害警戒体制をとることとなっております。その時点で情報収集等を行う職員が役場へ参集いたしまして、気象情報、河川の水位情報を随時モニターあるいはパトロールをして確認をいたします。一定基準の水位を越えたり、あるいは河合町の場合ですと、不毛田川の樋門が閉門になった場合、そういった判断基準がございますけれども、そういった状態になりました時点で、避難準備情報、避難勧告、避難指示と、順次それぞれの基準に従って発令することになります。

発令した情報伝達でございますけれども、基本的には防災行政無線でお伝えすることとなります。それを補完する意味合いで、さきにもお答えさせていただきましたように、消防団のような各種団体による巡回広報、もちろん職員も行いますけれども、そういった巡回広報、それから地元自治会等による呼びかけ等、いろいろご協力をいただいた上で住民の皆様へ情報伝達していくというのが手段となります。

防災行政無線のところと重なるんですけれども、屋外の放送だけではいけない部分は、今申し上げましたように、そういった広報、呼びかけとともに、デジタル化以降につきましてはスマートフォンや携帯電話へ放送内容を直接メール配信しますシステム、あるいはそういったものをお持ちでないご家庭に関しましては、固定電話へ直接配信するシステム、あるいは、反対に聞き逃した内容をもう一回確認するためのアンサーバックといたしまして、指定電話へダイヤルしていただきますと放送内容がもう一度確認できるシステム、そういったものを導入しておりますので、そういったものを加えまして、今後は広く情報伝達するものでございます。

それから、今回の台風による水害の時点での問題点でございますけれども、これも、午前中にもお答えさせていただきましたように、初動体制から多少混乱がございまして、それから避難所開設等におきまして避難所運営、またそこへ避難されている方への情報伝達、あるいは車で避難された方への対応といったところはかなり混乱が生じまして、いろいろご迷惑、ご不安なおかけしたと認識しております。

このことにつきましては、先ほどもありましたように、地元の自治会役員あるいは避難所担当職員、いろんな場から当日の混乱の内容、原因、意見として抽出させていただいております。このことをしっかりと整理いたしまして、今後、これに対しましてきっちりと対応できる体制をつくっていくということで、今、考えているところでございます。

それから、2番目の防災行政無線でございます。

先ほど申し上げましたように、デジタル化によって新しいシステムを導入しております。

今回、各ご家庭には戸別受信機は配置いたしません、集会所等、避難所になるところにつきましては戸別受信機を設置させていただきます。ですので、仮に避難所開設となった場合、避難所におきましては、戸別受信機で防災行政無線の情報が捉えられるという状況にはさせていただきます。

ただ、戸別受信機の廃止に伴う弊害、その代替機能、いわゆる登録メールシステム等の代替機能の有効性、これについてはこれからも検証し続けていく必要があると考えております。同類近隣団体にもいろいろ意見を聞きながら協議を行いまして、その中で、戸別受信機再導入の議論というものも出てまいりましたら、その場合は、意向調査など要望状況を確認の上、どのような形で導入していけばいいのか、どういうことが可能であるかということを含めて検討することとさせていただきたいと考えております。

以上でございます。

○8番（池原真智子） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 池原議員。

○8番（池原真智子） 午前中の馬場議員、清原議員の質問と重なる部分も回答としてはあったんですけれども、まず、情報収集を行って、それで判断基準があらかじめ設けられていて、それに基づき、避難の準備とか指示とかを出すんだという回答があったんですけれども、情報収集の職員というのは大体何人ぐらいおられて、それで収集するための基準として予報とかというのを見るんだということになったんですけれども、それは、私から言わせると、超アナログ的な、何か情報収集というか判断基準になるんだなというふうに思ったんですけれども、その辺の職員さんの研修であるとか人数であるとか体制であるとかをまず教えてほしいのと、それと、判断が出るまでの時間というのはどれぐらいなのか。それで、そのときの災害の度合いによって変わってくるのかなというふうには思いますけれども、まず、その方法を教えてください。

それと、もう一つ、メール配信とか、それで固定電話のシステムとかというふうに、新たに広報の中にもチラシが入っていたのを私も見たんですけれども、それが今、どれぐらい有効なのかということは課長も検証していかなければならないというふうに思いますけれども、それというのは、わざわざやっぱりそれなりの手続を踏んで、そういう情報が初めて得られるということなので、私が申し上げたいのは、誰でも同じ立場で聞ける情報がまずやっぱり必要ではないかなというふうに思いますので、その点をもう一度お願いしたいのと、メール配信と固定電話システムが果たして十分なのかと。

11月号の広報に、多分、その予定というかが載せられていたと思うんですけれども、そこから大体どれぐらいの人たちが申し込みをされていたのかも教えてほしいのと、それが住民に、緊急の場合特に、伝達手段として十分なのかどうかという課長のご意見をお伺いしたいというふうに思います。

それと、戸別受信機の話なんですけれども、これから判断していくという話なんですけれども、住民の立場から言わせていただければ、あって当たり前、なかったら困るというふうに思うんですけれども、一度モニタリングというか住民の意見を聞く場所というか、収集する機会を設けられるのがいいのではないかなというふうに思います。

それと、ちょっとあちこち行って悪いんですけれども、今回の台風21号の際の混乱というのを、課長、いみじくもおっしゃられましたけれども、特に避難所での混乱ということがあったと思うんですけれども、最も大きな原因というのは町としてどのようにお考えなのか

教えてほしいと思います。

○企画部次長（森嶋雅也） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 森嶋次長。

○企画部次長（森嶋雅也） 河合町の防災の対応ですが、まずは、情報連絡体制の職員というのがおありまして、これが12名おります。庁舎内にいるときはすぐに参集できますので、すぐに対応が可能だと。ただ、勤務時間外であったり休日であったりという場合にあっては、やはり参集するのに少なくとも15分、それぐらいの時間はかかるかなというふうに考えています。

情報連絡体制というのがありまして、その後、災害の状況に応じまして、まずは1号動員、これは町内の職員がメインなんですけど、町内の職員、それと防災を担当しております企画部の職員がメインになってございます。その1号動員。その後、2号動員、町外の職員。3号動員、全職員、そういった体制をとっております。

時間的な経緯なんですけど、そのあたりにつきましては、やはり大雨等、台風等の場合には雨の降り方、水位の上昇の仕方、そういったもので変わってまいります。避難勧告の発令等に着目したタイムラインというのを持っております、どの段階でどういう動きをするか、誰がどういう動きをするかというのを示したものを作成しております。それに基づいて、この水位であれば避難準備情報を出す、こうなってきたら避難勧告、避難指示を出す、そういったタイムラインという防災行動計画を定めております。それに基づいて対応することになってございます。

それと、職員の研修ということですが、新人職員研修ということで、新規採用職員に対しましては、毎年、出水期までに職員の防災研修という形で取り組みをさせていただいております。

以上です。

○安心安全推進課長（阪本武司） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 阪本課長。

○安心安全推進課長（阪本武司） それでは、まず一つ、メール配信、固定電話でどの程度、現在、申し込みがあったかというところをまずお答えさせていただきます。

メール配信等のやり方につきましては、12月の広報に折り込みチラシを入れまして、スマートフォン、携帯電話ではいわゆるQRコードというものを読み取って登録してください、あるいは機種によってはできない場合は、必要事項記載の上、役場へ持ってきてくださいと

いう形で開始をさせていただきました。きのうの時点でございますけれども、12月11日の時点でメール登録は560件、固定電話への配信希望の方が29件でございます。ただ、毎日増えております。きょうの時点では多分もう600は超えているのかなと、メール配信につきましては、思っております。それがまず1点でございます。

それから、戸別受信機の廃止に伴って住民の皆様への意向調査、これ、先ほどお答えさせていただいているように、なくなった弊害、あるものがなくなるというのは誰しも不安があるものでございます。そのかわりに代替システムを入れましたといったところで、なかなかなじみもないところでございます。先ほども申し上げましたように、そういう弊害と新しいシステムの有効性、これから運用していきますので、どうなっていくかというのはそれによってかなり実証されてくるのかなと考えております。

そういったことも含めまして、新たに、先ほど申し上げましたように、そういった、やはり戸別受信機再導入というような流れになりました時点で、きちんとそういった皆様の意向とかを確認した上で、その意向も、単に導入するしないというお話ではなくて、どのような形で導入していけばいいかということも含めまして、そのときにはそういう形でお伺いをしたいと考えている次第でございます。

それから、もう一つ、避難所の混乱の件でございますけれども、これも午前中にちょっとお話しさせていただきましたように、たまたま衆議院議員選挙がございまして、初動体制での人数が非常に少なかったということが、言いわけにはなりますけれども、混乱の一つの原因であったと我々は感じております。どうしても避難所へ向ける職員的人数が非常に限られておりました。と申しますのは、やはりパトロールもしたり、ある程度被害が想定されるところへの土木的な対策とかいろいろなものに、職員、回っておりましたので、その中でとりあえず避難所開設という結果になってしましまして、その中で割ける人数だけを当初派遣はしましたけれども、やはり初動体制での人数が少なかったということが、その後の混乱に拍車をかけてしまったというふうに考えております。

今後は、こういう状態もあるということも含めた、その時点での特別な体制というのをまた考えていく必要性を痛感しておりますので、そのあたりも今後の課題ということで考えてまいります。よろしくお願いたします。

○企画部長（澤井昭仁） 議長。

○議長（疋田俊文） 部長。

○企画部長（澤井昭仁） 課長の答弁の中でちょっと整理させていただきたい点が数点あります

ので、すみません、私のほうで整理させていただきます。

まず、次長のほうで、警報が出ると災害警戒体制と、12人と言っておりましたが、これは副町長は遊軍で来られるんですけれども、部長と次長、それからまちづくり推進課長ですね。それから安心安全推進課長、消防主任が集まる予定をさせていただきます。これは、どの警報にかかわらず集まっております。恐らく、これは近隣市町村ではないという形をとっていると思います。それで、その後に先ほど申しました災害の体制に徐々に入っていくということになっております。

それから、先ほど選挙事務と重なって云々という話がありましたけれども、初動体制がおくられたということではなくて、選挙事務自身が朝の6時30分から始まっていると。災害が佳境に入ってきたのが夕方7時、8時。そのころには職員の体力的、精神的な疲労というののかなり高くて、私自身は、私ちょっと体調を崩しておりましたので、選挙から外させていただいたんですけれども、11時ぐらいに役場にいまして、8時にはやっぱりかなり疲れていたと。これも一つの、言いわけではなくて、今はやりの言葉で言うとファクトです。職員の精神面、体力面の疲労度というのも考えていかないといけないなというところで、災害避難所での運営がちょっとご迷惑をおかけしたということでもあります。

町長から指示をいただきまして、情報の伝達ということで、大和川の水位が下がった時点で第1小学校、第1中学校へ参りまして、初めて町民の方々に今の現状をお伝えしたということで、それも反省の一つとして上げております。

それから、池原議員がおっしゃられた戸別受信機の代替措置ということなんですけれども、河合町だけと違って、近隣、王寺町、上牧町も同じ状態の、今、措置をしております。担当者にもこの2町と緊密に連絡をとりまして、豪雨時で聞こえにくいですので、その辺の対応をどうしていくのかということも考えろという指示をしております。

それから、戸別受信機の再導入というの、その議論の一つとして考えているということで、必ずしも戸別受信機の再導入ということには結びつかないですし、仮に戸別受信機を入れたとしてもその費用、約3万円ほど要りますので、その費用をどうするかという議論も進めていきたいというふうに考えております。いずれにしても、この戸別受信機の代替機能の議論というのは急がなくてはいけませんけれども、いろいろと知恵を絞って、住民の方々とも協議をしたいというふうに考えております。ちょっと整理させていただきました。

○8番（池原真智子） はい。

○議長（疋田俊文） 池原議員。

○8番（池原真智子） 21号のときになぜ混乱したのかということで、今、澤井部長から、精神面、体力面、選挙もあって職員が限界に来ていたという答弁がなされたんですけれども、そのことも含めて、体制を整え直さなくてはならないと私は思います。さっき森嶋次長から、職員の災害対策の人数であるとかという概略を説明いただいたわけですが、そこにも、さっきの澤井部長の話と、それで森嶋次長がお答えになった中身で見直しすべき点はないのかと。

今度の混乱というか、一番やっぱり不安だったのは、さっき清原議員がおっしゃっていましたが、高齢の方々の避難が多かったと。だからこそ丁寧な対応をしなければならなかったのに、職員があたふたしてしまって、結局は住民に不安を与えたということが今回の21号の騒動で、私は阪本課長にもこの打ち合わせの際にも言っていたんですけれども、幸い人命にかかわるような被害が出なかったのも、これをやっぱりきちんと町として教訓化することが財産になるというふうに私は思いますので、見直しすべき点について、反省点、総括点を今、部分部分で出ていましたけれども、初動からエリアメールが届かなかったとかいろいろお聞きしていますけれども、だからこそ、メール、電話はこれから増えていくんだろうと思いますけれども、申し込み者が。だけれども、それは十分ではないと私は思います。

それで、朝の話の中で、例えば要援護者、豆山の郷への避難ということでありましたけれども、そのことももうちょっと点検する必要があるのではないかと思います。それで、障害をお持ちの本人の方、それから高齢の方、それから家族がそのことをどれだけきちんと把握しているのかと言えば、決して100%ではないというふうに思います。

それで、ごちゃごちゃ言っていますけれども、結論はさっきも言いましたけれども、防災計画であるとか、それで災害対策本部の見直しとか、それから何よりも住民に手渡しされたハザードマップが大変見にくい。こんなの一個も今回の台風では役に立たないではないかと。物すごい興味のある人だけがちゃんと見てはるんではないかというふうに私は感じました。

それで、それは私だけの感じ方なのかどうかわかりませんが、それも一回検証されるべきと。そやから、今言いましたように、防災計画とか、災害対策本部とか、その他もろもろ条例に絡んで河合町で出されていますけれども、それを集約した形で、やっぱり今回の台風のことを教訓化して見直すと。それで、何が一番ネックになっていたのかということも、やっぱりきちんと出すべだと。それで、消防の人とか警察の人とか職員からもいろんな意見を集約しているということでお聞きしていますけれども、やっぱり避難された住民にもきちんとお話を聞くべきではないかなと。その上で計画の見直しなんかを考えるべきだと思います。

すが、それ一つ、再度お答えを願いたいのだ。

それから、戸別受信機ありきではないということであったんですけども、ないよりはあったほうがいい、もちろん。それで、聴力障害の人は別建てで何か電光掲示板みたいなんがあるということでお聞きをしているんですけども、やっぱり高齢の方になればなるほど戸別受信機というのは命綱になる場合だってあるし、今回の21号のときもまだ戸別受信機がいけましたので、これで大概助かったという方もおられるにはおられるので、その点についても一度、今から住民からの意見を聞きとか、関係団体の意見を聞きという回答がありましたけれども、町の意向としてはどんなふうを考えておられるのか。もともと、予算は多分、私は想定されていたと思うんですね。それが削減されてなくなったということなので、町の意向として、どんなふうになさるようになっているのか、再度お答えを願いたいと思います。

○企画部次長（森嶋雅也） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 森嶋企画部次長。

○企画部次長（森嶋雅也） 災害に対する地域防災計画、これがやはりバイブルになっておりまして、今回の経験、これを糧にするというのは、もう我々に与えられた使命だと考えております。そういったことも踏まえながら、今後、地域防災計画の見直しというところに踏み込んでいきたいと考えております。

それから、職員の対応なんですが、我々、先ほど言いました情報連絡体制から、1号から3号の体制をしいておるんですが、まずは職員誰もが初動体制に参画できると、初動体制ができるという体制にすることが一番肝要やという思いを持っておりまして、今後、職員に対する防災教育、そういったものも徹底はしていきたいなと考えております。

次に、要配慮者、高齢者と障害者等、そういった方につきましては、今後、先ほども答弁にもありましたように個別支援プランというものをそれぞれの個人さんに対してつくって行って、まち、地域全体で支援していくという形を理想としておりますので、そちらの方向に向けて進んでいきたいなと考えております。

ハザードマップが非常に見にくいというご指摘なんですが、たしか平成20年に作成したと思います。それ以降、雨の降り方等、変わっております。国のほうでもハザードマップを見直ししておりますので、そのあたり、見やすい、誰にでもわかるようなものに変えていく必要があるのかなというふうには考えております。

それから、河合町では防災減災を考える会という組織がございまして、これは、町内に8団体ございます自主防災組織、それと、これから自主防災組織を立ち上げていこうという自治

会が参画をいただきまして、いろいろな防災に関する検証、検討、そういったもの、勉強会をやっておりますので、そちらのほうで今回の台風の意見等をまた拾い上げていきたいなど考えております。

戸別受信機なんですけど、確かに非常に高齢者等に対しては有効なツールであるという認識はしておりましたが、先ほど部長の答弁にもありましたように、近隣と調整しながら検討のほう進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○企画部長（澤井昭仁） 議長。

○議長（疋田俊文） 澤井部長。

○企画部長（澤井昭仁） 議員おっしゃるように、今回、幸い大きな事故はなかったということで、まずもってこれを教訓としなければいけないと。次長が申すとおりでございます。

それと、やはり役場の職員だけではどうしようもできないところがありまして、例えば次の日、ちょうど稲刈りが終わりましたので、わらがたくさん家の中に漂流していると。これを職員で片づけるとなると非常に体力を消耗する。ほぼ 36 時間、次の日の 5 時半ぐらいまで作業がありましたので、へろへろになってしまうということで、今回、反省点では、例えば建設協会であるとか、ああいったところの協力も得なければいけないというところ。

それと、第 1 小学校で、多分女性消防隊の方だと思うんですけども、机を引いて、救援物資、避難物資の配給をしていただいていたということで、そういった役場職員以外の方々の協力も得なければいけないなというふうに思います。

それと、先ほど言いました戸別受信機の代替機能につきましては、きょうここで答弁して逃げるということではなくて、やっぱり真摯に向かい合いたいなというふうに思いますので、私も責任持ってこの議論に入っていきたいというふうに考えております。

○8 番（池原真智子） はい。

○議長（疋田俊文） 池原議員。

○8 番（池原真智子） 防災計画を見直していきたいということでお答えありましたけれども、これ、いろんなどころから意見を集約し、それで自分たちも参画して見直していくとか、今回の 21 号の教訓をどういうふうにまとめ上げるのかで生きた見直しができると思いますので、それが一つと、それと、早くしなければならぬと思います。

ご承知のとおり、大きい地震がいつ来るかもわからないという河合町ですので、早急にやって、それでシミュレーションも、訓練も大きなやつはやられているんですけども、なかなか

か現実味を帯びなかったことがこの結果を生んだのですから、見直しを早くにやっぱり総括をして、みんながまだ温かいうちにきちんと意見を集約するというのが大切だと思うので、見直しの時期だけ一つ教えてほしいのと。

それから、障害のある方の、午前中の答弁で要支援リストがあるというふうに出されていますけれども、それで、その上で個別支援プランを早急につくっていきたいということであつたんですけれども、まだできていなかったのかというのが率直な私の意見なんですけれども、人数が限られておりますので、障害をお持ちの方は特に。それで高齢の方もですけれども、そやから個別支援プランを誰がつくるのかということの一つ教えてもらいたいのと、個別支援プランをいつぐらいをめどにつくろうとされているのかを教えてください。

それと、戸別受信機の件については、私も住民の意見を集約する努力をしますので、町も特に要援護者の方の意見をまとめていただくということをぜひお願いしたいなど。ちょっと今のお聞きしたことだけお答え願えますか。

○企画部次長（森嶋雅也） はい。

○議長（疋田俊文） 森嶋企画部次長。

○企画部次長（森嶋雅也） 地域防災計画の見直しですが、これからまだいろいろと意見を賜っていかないといけませんので、ちょっと今、いつごろという時期は明言はできないんですけれども、できるだけ早いうちに完結をさせたいと考えております。

次に、要配慮者の件でございますが、避難行動要支援者とも言うんですけれども、かなり対象になる方がおられます。その一方一方について誰が支援をするんだというのを決めていくのは、非常にこれも時間がかかる作業かなと考えております。これは以前から取り組んではおるんですけれども、今やっと台帳の整備が終わった段階で、次に個別支援プランをそれぞれつくっていくという、今、段階に来ております。

こちらにつきましては、我々職員だけではなかなか難しいので、例えば総代自治会長会であったり、民生児童委員さんのご協力を得るとか、そういった形をとっていきまして、一人ずつ支援プランのほう作成をしていきたいと考えております。

○議長（疋田俊文） 池原議員。

○8番（池原真智子） 防災計画については早急な見直しというか、ニーズの掘り起こしをきちんとやっていただきたいと。それで、障害のある方への支援プランについては、できたら重度の方から早急に着手をしていただきたいなど。それで、最も支援を必要としている方から順番にやっていただくのが一番ベストかなと。それが、また河合町の売りにも私はなると思

いますので、ぜひそれをお願いしまして、私からの一般質問を終わります。

○議長（疋田俊文） これにて、池原真智子議員の質問を終結します。

◇ 谷 本 昌 弘

○議長（疋田俊文） 6番目に、谷本昌弘議員、登壇の上、質問願います。

○11番（谷本昌弘） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 谷本議員。

（11番 谷本昌弘 登壇）

○11番（谷本昌弘） 議席番号11番、谷本昌弘、通告書に従いまして、次の一般質問をさせていただきます。

朝からよく似た質問が出ております。これで、私の質問で、よく似た質問4つ目ぐらいになりますが、それほど防災というものには関心があり、皆さん方非常に大事なものと思っておられるあかしとっております。

①番、災害時の避難所の駐車場の確保についてでございます。

平成29年度も全国的に異常気象と思われる現象で全国各地で大雨が降り続き、特に九州北部では大きな災害の爪跡を残しました。そのような大雨が今回台風21号接近、通過に伴い、河合町周辺一帯にも連日にわたって降り続き、10月23日の深夜に大和川が氾濫危険水位を超えて、今にも堤防から水があふれ出るような寸前の状態で行きました。

各自治体では、ひっきりなしに発令された避難勧告及び避難指示の緊急速報、河合町でも深夜に町始まって以来の避難指示が発令されました。旧大字の避難場所は河合第1小学校及び第1中学校になっております。降り続く雨の中での指示ですので、皆さん方車で移動されました。第1小学校の駐車場及び運動場はすぐに満車状態になり、学校周辺の住宅街は非常に大混雑に陥りました。役場職員の方々、また消防団員の皆さん方たちにも夜を徹しての活動していただき、本当にお世話をおかけしてありがとうございました。幸いにも河合町は大惨事に至るような被害はなかったわけですが、あと一、二時間もあのような雨が降り続けばと思うとぞっとするわけでございます。

その折、第1中学校の正面入り口付近は駐車場に使用されたわけですが、運動場、第1中学校にも大きな運動場があるわけですが、ほとんど未使用の状態であったわけです。なぜそのような第1小学校がすぐに駐車場が満杯になり、第1中学校の運動場がなぜ使われなかった

かと、大変また皆さん方不思議に思われるわけですが、一つは、なかなか第1中学校の運動場は非常に運動場あること自体は皆さん方ご存じですが、入っていく入り口、非常に皆さん方に周知不足、認知不足と思われがちです。

入り口から運動場の、いわゆる構造的な問題が一つ上げられます。正面入り口から階段になって運動場へ下りていくわけです。ですから、第一中学校の場合は大きな運動場がありながら、構造的になかなか使いづらいというような欠点があるわけです。そして、校舎を大きく離れた進入路のため、日ごろの認知不足が大きな原因と思われれます。運動場入り口への周知徹底と、また、新たに運動場北側の一角にも非常出口を設けるようにすればいいと思っております。担当課の見解をお伺いいたします。

また、その折、携帯電話などに緊急速報が入らなかったのはなぜでしょうかと、他町におきましては、たくさんの緊急情報が携帯電話などを通じて非常にいろいろな情報を提供しておったにもかかわらず、河合町の情報は携帯電話には入らなかったように思っております。

②なぜなくなったか、敬老会の行事。

毎年、秋に行われる敬老会の行事、まほろばホールを会場に催される行事が今年度の秋はなくなりましたと。なぜなくなったのでしょうか。今後、ますます増えゆく高齢者方々のため、憩いのひとときの復活はないのでしょうか、などなどお聞きいたします。

あとは自席にて質問いたします。

○安心安全推進課長（阪本武司） 議長。

○議長（疋田俊文） 阪本安心安全課長。

○安心安全推進課長（阪本武司） それでは、避難所における駐車場の件についてお答えさせていただきます。

避難所となりました第1小学校、多くの皆様が避難されましたので車による混乱、まさに想定外というところでございました。基本的に車での避難ということを前提としておりませんでしたので、今後はそういったことを含めまして、車で避難されることがあるということを前提としました避難誘導の方法等、施設管理の学校長も含めまして、検討いたしまして混乱のないように努めていきたいと考えております。

それから、議員のおっしゃられていましたメールへの情報、これはエリアメールのことであると思います。エリアメールは、その地域にいらっしゃる携帯電話等へ強制的に配信されるものでございます。河合町におきましては、インターネット環境の強靱化の改修、これは国等で個人情報の漏えい等がありましたので、インターネット環境を強靱化するというシステ

ムの改修が行われておりました関係上、当日、非常にタイミングが悪かったんですけれども、そういった関係がございましてエリアメールが発信できなかったということがございます。

これによって、住民の皆様にもさらなる不安を与えたと反省しているところでございます。

これにつきましては、もう既に解消をしております。エリアメールの配信については、もう現在は問題ございません。

以上でございます。

○教育総務課長（杉本正範） はい。

○議長（疋田俊文） 杉本教育課長。

○教育総務課長（杉本正範） 中学校のグラウンドということで、第1中学校のグラウンドの北の端のフェンスを切り取り、出入り口を設けてはどうかというご提案です。

出入り口が2カ所になるということは、車の出入りもスムーズになり、確かに有効的なことやと思います。早速、現地を確認しましたところ、中学校のグラウンドは貯留浸透施設となっていて、グラウンドがコンクリートの壁で囲まれております。そのため、進入口となる側から約五、六十センチの段差がございます。また、グラウンド側には、貯留浸透の升があり、その部分も20センチほど立ち上がっておりまして、この部分を削るということはちょっと不可能でございます。仮に、上を越すとなると、進入路を1メートル近くかさ上げしてスロープをつくる必要があります。そうした場合、すぐ横に民家があり、民家の入り口より高くなってしまいますし、反対側は崖になっていてかなりの高さの擁壁が必要となりますので、このようなことから、その場所に出入り口を設けるといのはちょっと困難なのかと考えております。

○高齢福祉課長（山本孝典） 議長。

○議長（疋田俊文） 山本課長。

○高齢福祉課長（山本孝典） まほろばホールで開催している敬老会は、年々参加される方が減少し、昨年は招待者数を差し引きますと約250人の参加で、全体の敬老会案内者の5%の参加となり、効果検証をもとに考えていきたいと思っております。

高齢福祉関係の取り組み事業として敬老会があります。主な内容は、新100歳、米寿、祝い品及び敬老会式典関係であります。平成29年度は、老人会クラブ連合会支部長会の意見を伺いながら、今年度の敬老会の式典を休止する対応をとらせていただきました。今後も社会情勢の変化に対応するとともに、関係各位の意見を伺いながら敬老事業を進めていきたいと考

えております。

以上です。

○11番（谷本昌弘） 議長。

○議長（足田俊文） 谷本議員。

○11番（谷本昌弘） この第1中学校の運動場に入出口を設ける、この件です。

課長、次長、その運動場、現地見ておられるわけですね。私もその現地は知っておるわけです。あそこに民家の駐車場に入っただけで、今、課長の答弁ですと、確かに排水路はつくっておるわけですが、五、六十センチの段はございません。20センチの段差で土のう袋も5杯か10杯も下へ敷き詰めたら十分に、そのフェンスを破って、一応今現在は運動場ですので、外部からの侵入者を防ぐためにフェンスは設けてありますが、そのフェンスの一部分を切り取って非常口さえつくれば簡単に出入りはできます。そこに民家があるわけですが、民家の方はいつもその道を通ってそこへ、自分ところのガレージに、駐車場へ車を入れておられるわけですねけれども、その延長上に運動場がありますので、その貯留浸透層の水路と運動場はほとんどレベルです。道路とその運動場の段差がわずかに20センチ程度と、私は現状を見ておりますので、20センチ程度であれば土のう袋の、今言いましたように、土のう袋に土入った状態で10袋もあればその下へ20センチの段差のところへ10袋も積み込めば十分に車は出入りできるような状態ですので、再度確認していただきたい。

そして、そのフェンス、日ごろはそういう状態の民家の近所の場所ですので出入りすることではなく、それはあくまでも災害用の出入り口ということで皆さん方に認識していただければ、それでいいかなと思っておりますし、そして、また第一中学校の入り口、東南のほうから入ってくる道ですが、これも非常に知っておられる方は少ないと。なかなか中学校は知ってはるねけれども、あそこの運動場へ入っていくのはどないして入っていったらええのかいなというような方も非常にたくさんいたはりますので、なおさら今回のような車での避難のときに、小学校は皆さんご存じやけれども、中学校の運動場の入り口までなかなか知っている人は少なかったと。ですから、今、災害のときにどのようなこと、先ほどからいろいろ避難の方法を答弁されておられますけれども、誘導です、誘導を一番先に考えていただければ第1中学校は簡単に入っていけるわけです。そういうふうな観点から、あれだけの面積を持っておる運動場ですので、車の100台、150台は十二分に駐車できます。

ですから、今後、今まで河合町でも地震を想定した避難訓練、歩いて避難する訓練は何回もやっておるわけですが、今回のように水害を想定した車での避難訓練というのは、今回恐ら

く河合町でも始まったのことやないかと、先ほどいろいろ質問に対して答弁もありましたが、これを経験して車で避難した場合、どれだけの駐車場が先に要るのかといったことなども考慮していただいて、十二分に水害に対する避難訓練もしていくのではないかと、それらも訓練の中の一つに地震による訓練だけではなく、水害による訓練も想定した避難訓練なども実施していただきたいというふうに思っております。

それと、敬老会の事業です。敬老会の事業も、なぜ秋の敬老会がなくなったかと。秋の事業でなぜなくなったか、もう一度、課長、お願いいたします、答弁。

○教育総務課長（杉本正範） はい。

○議長（足田俊文） 杉本教育総務課長。

○教育総務課長（杉本正範） 北側の部分ですけれども、道路から突き当たったところが、この間も計ったんですが50センチほど段がありまして、そこから南のほうに向かっていくにつれてだんだん段はなくなっていっています。ただ、その部分は行くにつれて幅員がかなり狭くなっていますので、片方が崖ということで、その辺のちょっと危険性もあるかなと思っているとところでもございます。もう一度現場を確認して、検討させていただきたいと思います。

それと、議員おっしゃるように安全に誘導できるような形をとっていったほうがいいのかかと、南側の入り口から入れるようにするのがいいのかかと考えております。

○安心安全推進課長（阪本武司） 議長。

○議長（足田俊文） 阪本課長。

○安心安全推進課長（阪本武司） 先ほども申し上げさせていただいたように、車での避難ということを前提とした訓練、また企画して考えてまいりたいと思います。

昨年の総合防災訓練で避難所運営訓練というのをやったんですけれども、そのときにも車で避難した場合の車をどうするかという課題が出ておりました。今後もそういったこと、訓練と言いますか、そういった実態を知っていただくことで、いろんなまた対応策も出てこようかと思っておりますので、そういった訓練をまた考えさせていただきたいと考えております。よろしくお願ひしたいと思ひます。

○高齢福祉課長（山本孝典） 議長。

○議長（足田俊文） 山本高齢者福祉課長。

○高齢福祉課長（山本孝典） 敬老会でございますが、周知方法で、広報に敬老会の実施日等は載せるのはやっておりますが、平成28年度の実績では4,647人の方に町職員が一人一人の家庭に出向いて、安否確認も含めながら案内状を手渡しているところです。

しかし、対象者 4,647 人でしたが、250 人の参加となり、全体の 5% という実績になっております。

○11 番（谷本昌弘） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 谷本議員。

○11 番（谷本昌弘） 招待者に対して参加者が 250 人と。敬老会そのものの中身が人を呼ぶほどの力がなかったとお考えになりはれへんわけですか。いかにしてそういうふうな、ということは、参加に呼びかけたにもかかわらず、参加が少ないから事業をやめたということになるわけですね、お聞きします。

○高齢福祉課長（山本孝典） 議長。

○議長（疋田俊文） 山本課長。

○高齢福祉課長（山本孝典） 過去 5 年間、敬老会、28 年度から 24 年度もやっておりましたが、演芸で漫才、浪曲、漫談、大衆演劇ということをやっております。ただ、その敬老会の魅力となりますと、この社会情勢でニーズが変わってきたのかなという考えは、私自身持っております。

以上です。

○11 番（谷本昌弘） 議長。

○議長（疋田俊文） 谷本議員。

○11 番（谷本昌弘） いろいろ敬老会といっても、ただ単に演芸を呼ぶとか、あるいは漫才を呼ぶとか、芸能活動をしたはる人を呼ぶとかといった催し物だけでなく、中身です。どのようにして催し物をつくるかといった。私はこう思うんですけども、河合町が主催する、老人会が主催するカラオケ大会、老人会が老人会の皆さん方で運営されておるこのカラオケ大会、これはかなり人気があって毎年参加される方が非常に多いというふうに、私も参加するときもあるわけですが、大変いい催し物やってはるなということは、私もよく知っております。

例えば、来年度、これはどのようにされるか、またそちらの運営委員会の中で検討していただいたらいいわけですが、これは対案として、あの老人会のカラオケ大会というのは、河合町の老人連合会に所属したはる人だけが出場できるわけです。老人会に籍のない方は、あの大会には出られへんわけです。ですから、もうそのような縛りをなくして、今おっしゃられた招待状を持っていかれる老人の方のみ、カラオケ大会といったものなどを、いわゆるそういう区別も何もつけんと河合町のお年寄りだけが楽しむようなカラオケ大会、これを春の老

人連合会のカラオケ大会に対して、秋のカラオケ大会はもう河合町のお年寄りやったらそんでええやないのというような簡単な形で、私はそのような形で一度検討していただけないかなど。

中身の問題やとっております。予算の多い少ないというものより、私はそのやり方でそういうふうなあれはにぎわうとっておりますので、そのようなことを一度検討していただけないかなとっておりますので、その辺をちょっと再度お聞きいたします。

○高齢福祉課長（山本孝典） 議長。

○議長（疋田俊文） 山本課長。

○高齢福祉課長（山本孝典） 春のカラオケ大会ですが、これに関しましては、老人クラブ連合会が主となり、寄附金を集め、自主運営されているところです。今いただきました貴重なご意見も社会情勢の変化に対応するべく、関係各位、また老人クラブ連合会とも話し合いしながら考えていきたいと思っております。

○11番（谷本昌弘） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 谷本議員。

○11番（谷本昌弘） 今、そのような春の大会に対して、秋の催し物、そのように中身を検討していただければ、なるならんは別として、また皆さん方の運営委員会のほうで審議していただければ幸いと思っております。

そして、駐車場の第1中学校の駐車場の件です。どうも課長が言われる五、六十センチの段差は、私はどう見ても20センチぐらいの段差やとっておりますので、何でそんな五、六十センチもちょっと場所が違うのか、課長が見られている場所と私が見ている場所と違うのかなど認識しておりますので。清原先生、ご存じですか、私が言うているその場所。えらい申しわけない、飛び火して。

一度、課長と場所、一回またご一緒していただいて、現地確認したいと思っております。決して、そのぐらい大層に費用がすごいお金が要るといような、費用も別にかかるようには私は思いません。フェンスを切り取って出入り口をつくると。それだけのことで済むと思います。そして、その段差の分は、土のう袋10袋も、私土の入った土のう袋10袋積んだら、十分出入りできるように私は見ておりますので、はい、その辺を、ひとつ、できるかできやんかはまた確認をしていただいて、私の質問これで終わります。

○議長（疋田俊文） これにて、谷本昌弘議員の質問を終結いたします。

10分間、暫時休憩します。

休憩 午後 3時20分

再開 午後 3時33分

○議長（疋田俊文） 再開します。

◇ 岡田康則

○議長（疋田俊文） 7番目に、岡田康則議員、登壇の上、質問願います。

○6番（岡田康則） 議長。

○議長（疋田俊文） 岡田議員。

（6番 岡田康則 登壇）

○6番（岡田康則） 議席番号6番、岡田康則が一般質問を行います。

河合町の財政状況についてお伺い、またお願いやらをさせていただきたいと思います。

毎日新聞10月17日の報道によりますと、16年度の決算で収入に対する借金返済の割合を示す指標の実質公債費比率が19%になり、河合町が地方債を発行して借金をする際に奈良県の許可が必要な起債許可団体に転落いたしました。

11月に入ってから財政健全化検討委員会で明らかになった13年前の水道会計からの一般会計への振りかえの4億円、16年度の決算には計上されておりませんでした。先送りせずに、毎年5,000万円プラス利子を返済していった場合、町は黒字じゃなかったのではなかったと思いますし、言葉はきついです、粉飾決算というふうに毎年行われていたのではないのでしょうか。

12月に入ってから修繕費の3,000万円、業者に未払い分も露見いたしました。地域住民から財政悪化の中で町の会計処理のずさんさを厳しく私に問われました。町民の皆さんは町の行方を不安視されています。今、リセットのタイミングではないのでしょうか。

再質問は、自席にて答弁させていただきます。

○財政課長（上村卓也） 議長。

○議長（疋田俊文） 上村財政課長。

○財政課長（上村卓也） 町の財政について説明をさせていただきます。

きょう、西村議員と森尾議員への答弁と重複するところがありますが、お答えのほうさせていただきます。

本町では、かねてから住民ニーズや町の将来を見越した社会資本整備などを進めてきたことや、平成 25 年度に将来の財政負担の軽減を図るため三セク債を借りてきたことで公債費が増加することは以前から見込んでおりました。そして、今が一番厳しい状況になることは想定をしていたところですが、これに加え、景気低迷の長期化や人口減少などにより町税や地方交付税が予想を超えて大きく減少していることで、町の財政状況は一層厳しさを増しております。

今後も、町税や地方交付税は大幅な増収は見込めず、厳しい財政状況が続くことが予想されますが、将来を見越した重要な施策は着実に進める必要があると考えております。

しかし、これまでの財政健全化による緊縮財政だけでは町の活性化や人口減少対策につながらず、減収の悪循環で町が衰退してしまうため、町では節減型の計画実施、それと並行いたしまして、人口減少対策などによる町の活性化と増収、これを目指しております。

今後もいろんな場を通じて町の財政状況やこれからの施策になどについて説明を行い、住民の皆様のご理解とご協力を得ながら、町財政の改善を確実に進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○総務部長（福井敏夫） 議長。

○議長（疋田俊文） 福井部長。

○総務部長（福井敏夫） 議員ご指摘のもう一つ、住宅の改修の件でございます。

このことにつきましては、今回不適切な会計処理を行ったということにつきまして、深くおわびを申し上げます。

これにつきましては、法令遵守を徹底するという再度通知あるいは教育を進めてまいりたい。それと、もう一つは、検討する組織、これを立ち上げまして原因から対策、それらの検討をあわせて、その結果の公表と再発の防止に努めたいと考えておりますので、よろしく申し上げます。

○6番（岡田康則） 議長。

○議長（疋田俊文） 岡田議員。

○6番（岡田康則） 新聞報道が連続で出ましたということで、本当に家の電話が鳴るわけなん

です。家の電話が鳴るということは、地域の方からのお電話ということで、なかなか辛辣なことを私、聞かせていただいています。でも、それは本当に私自身、これはもう前向きにとっていかなあかんのかなということ、その方もお話を聞いてみると、やはり河合町は本当に住みよい。でも、この町の会計のずさんさということについては非常に厳しく言われておりました。

そこで、やはり思いますのは、4億円の水道会計、またそれと、この前の3,000万円の未払金、そういうことなんですけれども、当時の部長であった、今、副町長なんですけれども、そういうことは副町長の耳に入っていたんでしょうか。

○副町長（東 正次） 議長。

○議長（疋田俊文） 副町長。

○副町長（東 正次） すみません、久々の回答です。

住宅等の改修の関係とは聞き及んでおりませんでした。そのときも、当時は違うセクションの部長をしておりましたので、担当外ということで、そこはちょっとわかりませんでした、ということです。

○6番（岡田康則） 議長。

○議長（疋田俊文） 岡田議員。

○6番（岡田康則） 統括部長をされていたので、ご存じやったのかなとか思ってちょっとお尋ねしたんですけれども、本当に厳しい財政のやりくりをいつも福井部長のほうからもお聞きして、大変やりくりをしてはるねんということなんですけれども、もうこれをずっと繰り返していたんじゃ本当に仕方がないというか、少しずつ、朝の森尾議員、それから西村議員の答弁を聞いて、細かいことも聞かせていただいたんですけれども、まず、やはり河合町にとってリセット、先ほど言わせてもろたんですけれども、この会計処理につきましてだけでもやはり外部の監査法人にお願いしたいということ、私、地域住民からも言われております。そのことについてお答え願えますでしょうか。

○総務部長（福井敏夫） 議長。

○議長（疋田俊文） 福井部長。

○総務部長（福井敏夫） 監査法人の件でございます。

たちまちの話にございますが、河合町のほうには当然監査委員が2名おられます。その方に当然緊急の監査をしていただくということはお話しいただいております。外部の件につきましては、今後、ちょっと検討課題にいただきたいんです。どういう内容で、どういうものを

出すのか、ちょっとまだ勉強不足ですので、その辺については調整させていただいて、勉強させていただいて、その方向性も含めて、また議員とも相談させていただきたいと考えますが。

○6番（岡田康則） 議長。

○議長（疋田俊文） 岡田議員。

○6番（岡田康則） 私の友人の税理士でも監査法人でも、本当にジャンルが広いので、どれかに絞らないとなかなか、特に行政の監査は難しいんやでという話を聞いておるですけれども、やはりこれだけ今新聞報道に出ると、非常に厳しいものがあるのかなとか思うんですけれども、そこで、やはりトップの決断ということが必要なかなと思うんですけれども、岡井町長、どうですやろうか。監査法人の導入ということで、前向きに検討いただけませんかでしょうか。

○総務部長（福井敏夫） 議長。

○議長（疋田俊文） 福井部長。

○総務部長（福井敏夫） その件につきましては、私を含めて、また町長とも相談しながら、勉強させていただきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいんです。

○6番（岡田康則） 議長。

○議長（疋田俊文） 岡田議員。

○6番（岡田康則） 先ほどの副町長のほうでもなかなか知らないことがあるとか言うんですけれども、やはりナンバーツーの副町長、いいことも悪いこともやっぱり知っていただきたいなと思ったりもします。やはりもう一度、再度お尋ねするんですけれども、岡井町長も手を挙げられそうになっていたんですけれども、どうですやろうか。

○町長（岡井康徳） はい。

○議長（疋田俊文） 岡井町長。

○町長（岡井康徳） 外部監査委員、当然私自身も個人的には必要ではないかということを考えています。しかし、私どもでも2人の監査委員をやっていただいているわけでございます。その監査委員さんらとも相談をさせていただいて、何が一番適正なのかということ判断しながら前向きに取り組んでいきたいと、このように思います。

○6番（岡田康則） 議長。

○議長（疋田俊文） 岡田議員。

○6番（岡田康則） 町長から前向きな発言をいただいたということなんですけれども、本当に

これ以上は、もう河合町のそういう新聞報道、後ろ向きなことがないと私自身思っております。でも、これをやはり糧にして、ないような形で財政も節約してやっていただきたいかなとか思いますねけれども、じゃ、そういうふうに前向きな意見をいただいたということで、私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（疋田俊文） これにて、岡田康則議員の質問を終結いたします。

◇ 中 尾 伊 佐 男

○議長（疋田俊文） 8番目に、中尾伊佐男議員、登壇の上、質問願います。

○12番（中尾伊佐男） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 中尾議員。

（12番 中尾伊佐男 登壇）

○12番（中尾伊佐男） 議席番号12番、中尾伊佐男、通告書に基づいて質問いたします。

小中学校にクーラーの設置をお願いいたします。

先ほど清原議員も質問しました学校のエアコン設置について、重なることは省きます。

ここ数年、夏の暑さは異常とも言える厳しい暑さが続いています。体調を壊す子供もいるようです。子供たちは、夏の暑さにもめげずに毎日頑張っています。子供たちは町の宝であります。財産でもあります。来年、平成30年度には、ぜひ各学校の教室にクーラーを順次つけてやってください。

財政も厳しいけれども、未来を背負う子供たちにより環境の中で勉強の場を与えてください。子供たちの教育も必要大であります。教育環境もよくなれば、若い人たちも河合の町に住んでくれることでしょう。また、町の発展にもいいと思います。人口1万7,970人も、減ることもなく、維持することができると思います。それに、教育の場を盛り上げ、教育関係、環境が充実することになります。

もう一度言いますが、来年、平成30年度には、ぜひ小中学校の教室に順次クーラー、エアコンの設置を要望いたします。

○教育総務課長（杉本正範） 議長。

○議長（疋田俊文） 杉本総務課長。

○教育総務課長（杉本正範） 小中学校にクーラーの設置ということでございます。

清原議員の質問でもお答えいたしましたように、教室の暑さの対策は、喫緊の課題と認識しております。来年度からの第2小学校の校舎の大規模改修に当たりまして、エアコンの設置を計画しているところでございます。ほかの学校につきましても、順次設置していきたいと考えております。

○12番（中尾伊佐男） 議長。

○議長（疋田俊文） 中尾議員。

○12番（中尾伊佐男） ぜひ来年、もうよろしくお願いします。

これで、私の質問を終わります。

○議長（疋田俊文） これにて、中尾伊佐男議員の質問を終結いたします。

◎散会の宣告

○議長（疋田俊文） お諮りします。

本日はこれで散会したいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（疋田俊文） 異議なしと認めます。

よって、本日はこれをもって散会したいと思います。

散会 午後 3時47分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 疋 田 俊 文

署 名 議 員 辻 井 賢 治

署 名 議 員 大 西 孝 幸